

武 豊 町

保 健 ・ 福 祉

ガ イ ド ブ ッ ク

2023年度版

保健・福祉ガイドブックについて

武豊町には、町民のみなさんがいきいきと安心して暮らせるようにさまざまな事業やサービスがあります。

このガイドブックは、サービスの内容や相談窓口を紹介するために作成しました。

「困ったときは、どこに相談すればいいのか」

「どんな福祉サービスや助成が受けられるのか」

このようなことでお困りのことがありましたら、本書をご利用いただければ幸いです。

◎このガイドブックは、令和5年10月1日現在の情報を掲載してあります。掲載内容は、変更になることがありますのでご注意ください。

また、詳しい内容や具体的な手続きについては、窓口にお気軽にお問合せください。

◎「害」の字をひらがな表記することについて

「害」の字には、「わるくすること」や、「わざわざ」などの意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることも期待されます。このため、本ガイドブックでは、法令で定められた用語や団体名などの固有名詞を除き、ひらがなで表記しています。

◆本書に関する、お問合せは

役場 福祉課 電話0569-72-1111まで

も く じ

1. 相 談

- (1) 役場……………1
- (2) 保健センター……………1
- (3) 子育て支援センター……………1
- (4) 子育て世代包括支援センター・2
- (5) 知多南部基幹相談支援センター・2
- (6) 社会福祉協議会……………2
 - ① 地域包括支援センター……………2
 - ② 地域福祉サービスセンター(まるっこ相談窓口)・3
 - ③ ボランティアセンター……………3
 - ④ ここちゃんサポート相談……………3
- (7) さまざまな相談窓口……………4
 - ① 住民法律相談……………4
 - ② 困りごと相談……………4
 - ③ 消費生活相談(知多半田消費生活センター)・4
 - ④ 成年後見制度巡回相談……………5
 - ⑤ 身体・知的障がい者相談員……………5
 - ⑥ 民生委員・児童委員……………5
 - ⑦ 障がい者虐待防止センター……………5
 - ⑧ 障がいを理由とする差別に関する相談……………6

2. 手 帳 (障 害 者 手 帳)

- ① 身体障害者手帳……………7
- ② 療育手帳……………7
- ③ 精神障害者保健福祉手帳……………7
- ④ 戦傷病者手帳……………7

3. 手 当

- ① 児童手当……………8
- ② 児童扶養手当……………8
- ③ 遺児手当……………9
- ④ 武豊町障害者手当……………10
- ⑤ 愛知県在宅重度障害者手当……………10
- ⑥ 特別障害者手当……………11
- ⑦ 障害児福祉手当……………12
- ⑧ 経過的福祉手当……………12
- ⑨ 特別児童扶養手当……………13

4. 助 成 ・ 優 遇 制 度

- ① 福祉医療……………14
- ② 身体障害者自動車運転免許取得費の助成……………15
- ③ 身体障害者用自動車改造費の助成……………15
- ④ タクシー料金の助成……………16
- ⑤ バス運賃の助成(コミュニティバス以外)……………16
- ⑥ 地域公共交通事業(コミュニティバス)……………16
- ⑦ 通園通所交通費の助成……………17
- ⑧ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業……………17
- ⑨ 一般不妊治療費等助成……………17
- ⑩ 養育医療給付制度……………18
- ⑪ 産後ケア事業……………18
- ⑫ 心身障害者扶養共済制度……………18

- ⑬ 有料道路通行料金の割引……………19
- ⑭ 交通機関の運賃等の割引……………19
- ⑮ NHK受信料の免除……………19
- ⑯ 税制上の軽減措置……………20

5. 子 育 て 支 援

- ① 保育園……………21
- ② 一時的保育事業……………21
- ③ 子育て支援センター……………22
- ④ ファミリー・サポート・センター……………23
- ⑤ 児童クラブ(学童保育)……………24
- ⑥ 児童館……………25

6. さ ま ざ ま な 福 祉 サ ー ビ ス

- ① 手すり設置用助成事業……………26
- ② 日常生活用具の給付(高齢者)……………26
- ③ 高齢者台帳(シルバーカード)登録……………27
 - 緊急通報装置及び老人福祉電話の貸与……………27
- ④ 寝具クリーニング・乾燥サービス……………28
- ⑤ ショートステイ事業……………28
- ⑥ ホームヘルプサービス事業……………28
- ⑦ 高齢者世帯見守り収集支援事業……………29
- ⑧ 避難行動要支援者避難支援制度……………29
- ⑨ 成年後見制度……………30
- ⑩ 日常生活自立支援事業……………31
- ⑪ 車いすの貸出……………31
- ⑫ 車いす用福祉車両の貸出……………32
- ⑬ 配食サービス……………32
- ⑭ 家具転倒防止事業……………33
- ⑮ 図書の郵送貸出……………33
- ⑯ マルチメディア DAISY 図書の貸出……………34

7. い き い き と 生 活 す る た め に

- ① 老人憩の家……………35
- ② 高齢者生きがいセンター……………35
- ③ シルバー人材センター……………36
- ④ 老人クラブ……………36
- ⑤ 母子福祉会……………36
- ⑥ 子ども会育成連絡協議会……………37
- ⑦ 身体障害者福祉協議会……………37
- ⑧ 手をつなぐ育成会……………37
- ⑨ 精神障がい者家族会かたばみ……………38

8. 介 護 保 険 制 度

- (1) 制度のあらまし……………39
 - (2) 介護保険被保険者と保険料……………39
 - (3) サービス利用の申請……………39
 - (4) 介護サービス利用の流れ……………40
 - (5) 要介護度……………41
 - (6) 要介護度別の限度額……………41
 - (7) 介護保険で利用できるサービス……………42
- ◆ サービス利用計画の作成

① 居宅介護支援・介護予防支援(ケアプラン作成).....	42
◆ 自宅で受けられるサービス	
① 訪問介護/訪問型サービス(ホームヘルプ).....	42
② 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護.....	42
③ 訪問看護/介護予防訪問看護.....	43
④ 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリ テーション.....	43
⑤ 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導.....	43
◆ 日帰りで施設に通うサービス	
① 通所介護/通所型サービス(デイサービス).....	43
② 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーシ ョン(デイケア).....	43
◆ 短期間だけ施設に入所するサービス	
① 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活 介護/短期入所療養介護/介護予防短期入 所療養介護(ショートステイ).....	43
◆ 施設に入所するサービス	
① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム).....	44
② 介護老人保健施設(老人保健施設).....	44
③ 介護療養型医療施設.....	44
④ 介護医療院.....	44
◆ その他の福祉サービス	
① 福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与.....	44
② 特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売.....	45
③ 住宅改修費の支給.....	45
④ 特定施設入居者生活介護/介護予防特定施 設入居者生活介護.....	45
◆ 地域密着型サービス	
① 認知症対応型共同生活介護(グループホーム).....	45
② 認知症対応型通所介護/介護予防認知 症対応型通所介護.....	46
③ 地域密着通所介護.....	46
④ 小規模多機能型居宅介護.....	46
◆ 介護保険以外の施設サービス	
・ 軽費老人ホーム、有料老人ホーム.....	46
(8) 介護予防事業.....	46
① 地域包括支援センター.....	47
② 憩いのサロン.....	48
③ 体操サロン・体操グループ.....	49
④ 認知症サポーター養成講座.....	49
⑤ 認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業.....	50
9. 障害福祉サービス等	
(1) 障害福祉サービス等の体系図.....	51
(2) 障害福祉サービス等の利用の流れ.....	52
① 利用者負担の上限.....	53
② 月ごとの利用者負担上限.....	53
(3) 障害支援区分.....	54
(4) 介護給付.....	54
① 居宅介護(ホームヘルプ).....	54

② 重度訪問介護.....	55
③ 同行援護.....	55
④ 行動援護.....	55
⑤ 重度障害者等包括支援.....	56
⑥ 短期入所(ショートステイ).....	56
⑦ 療養介護.....	56
⑧ 生活介護.....	57
⑨ 施設入所支援.....	57
(5) 訓練等給付.....	57
① 自立訓練(機能訓練).....	57
② 自立訓練(生活訓練).....	58
③ 就労移行支援.....	58
④ 就労継続支援 A 型.....	58
⑤ 就労継続支援 B 型.....	59
⑥ 就労定着支援.....	59
⑦ 自立生活援助.....	59
⑧ 共同生活援助(グループホーム).....	60
(6) 補装具費支給制度.....	60
(7) 自立支援医療.....	61
(8) 地域生活支援事業.....	62
① 相談支援事業.....	62
② 日常生活用具給付等事業.....	62
③ 移動支援事業.....	63
④ 生活サポート事業.....	63
⑤ 意思疎通支援事業.....	63
⑥ 地域活動支援センター.....	63
⑦ 日中一時支援事業.....	64
⑧ 訪問入浴サービス事業.....	64
⑨ 地域移行のための安心生活支援事業.....	64
(9) 障害児通所給付.....	65
① 児童発達支援.....	65
② 医療型児童発達支援.....	65
③ 放課後等デイサービス.....	65
④ 保育所等訪問支援.....	65
⑤ 居宅訪問型児童発達支援.....	65
10. 保 健	
(1) 母子保健事業.....	66
① 妊娠したら.....	66
② 子どもが生まれたら.....	66
(2) 予防接種事業.....	67
① 大人の予防接種.....	67
② 子どもの予防接種.....	68
(3) 健康増進事業.....	68
① がん検診.....	68
② その他の検診.....	69
③ がんに関する支援事業.....	69
◆ 施設・事業所情報.....	70
◆ 索 引.....	124

1. 相 談

(1) 役 場

◎ **福祉課** 高齢者や障がいのある方について（介護保険制度・障がい福祉施策など）の相談に応じます。

◎ **子育て支援課** 子育て（保育園・児童クラブ・母子父子・要保護児童など）についての相談に応じます。

◎ **保険医療課** 医療制度（国民健康保険・福祉医療・後期高齢者医療）・年金についての相談に応じます。

● 問 合 せ 役 場 72-1111

(2) 保健センター

健康相談、栄養相談、血圧測定、尿検査などを行います。

- 対 象 どなたでも（要予約）
- 相 談 日 水曜日（お休みの場合あり）
9時15分～11時15分
- 問 合 せ 保健センター 72-2500

(3) 子育て支援センター

育児で困ったり、不安になったりすることはありませんか。専門のスタッフが相談を行います。

- 相 談 日 月曜日～金曜日（※利用時間・休館日は78、79ページをご覧ください）
- 問 合 せ 北部子育て支援センター 73-8714
南部子育て支援センター 72-0778
北中根子育て支援センター 84-1134

(4) 子育て世代包括支援センター

子育てをしている中で誰かに聞いてみたいこと、ちょっと困ったことがあったとき、子育てコーディネーターが必要な子育てサービスや適切な機関とつなぐお手伝いをします。

- 相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分
- 問合せ ◎武豊町子育て世代包括支援センター～母子保健型～
武豊町字中根四丁目83（武豊町保健センター内）
電話72-2500
- ◎武豊町子育て世代包括支援センター～基本型～
武豊町大字富貴字外面77（南部子育て支援センター内）
電話74-0511

(5) 知多南部基幹相談支援センター

障がいのある方や保護者・介護者からの相談に応じ、福祉サービスの紹介や利用支援を行います。

- 対象 障がいのある方やその家族
- 相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時00分～17時00分
- 問合せ ◎ゆめじろう相談支援事業所
武豊町大字富貴字外面85-2 電話72-6464
- ◎知多南部障害者地域生活支援センターわっぱる
武豊町大字富貴字小桜176-1 電話73-3201

(6) 社会福祉協議会

社会福祉協議会では、地域の中で誰もが安心して生活できるよう、さまざまな相談窓口を設けています。

①地域包括支援センター

- 内容 高齢者が地域で安心して生活できるよう、介護保険に関する相談や介護予防事業の実施、高齢者の権利擁護、総合相談、情報提供、

ケアマネジャーによる支援などを実施しています

- 対 象 主に65歳以上の方やその家族
- 相 談 日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）8時30分～17時15分
- 問 合 せ 地域包括支援センター 74-3305

②地域福祉サービスセンター（まるっとここ相談窓口）

- 内 容 福祉制度にあてはまらない支援が必要な方の総合相談、生活に関する助言・支援・関係機関との連絡調整などを行います
- 対 象 年齢による制限はありません
- 相 談 日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）8時30分～17時15分
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104

③ボランティアセンター

- 内 容 ボランティア活動に興味・関心のある方を対象に、さまざまな情報提供に関する相談を行います
- 相 談 日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）8時30分～17時15分
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104

④ここちゃんサポート相談

- 内 容 ひきこもり・不登校の問題でお困りのご本人やご家族に、臨床心理士や公認心理師による相談・助言を通して解決への方向性を共にさぐり、悩みの軽減や社会資源の活用などを目指します。各回1人ずつ50分間です
- 対 象 町内に在住・在勤・在学の方
- 相 談 日 毎月第2火曜日と第4火曜日 9時、10時、11時、12時
※事前に予約をしてください
- 実 施 場 所 思いやりセンター
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104

(7) さまざまな相談窓口

① 住民法律相談

- 内 容 法律全般の相談です。武豊町顧問弁護士との相談になるため、内容によってはお受けできない場合があります
- 相 談 日 毎月第2金曜日 13時30分～16時30分（予約制）
- 実施場所 武豊町役場 会議室
- 問 合 せ 役場 総務課 72-1111

② 困りごと相談

- 内 容 武豊町在住で、さまざまな知識・経験を持った人権擁護委員、行政相談委員が身近な生活相談を行います（法律相談ではありません）
- 相 談 日 毎月第2水曜日 13時30分～16時00分
※受付は15時30分まで
- 実施場所 中央公民館
- 問 合 せ 役場 住民窓口課 72-1111

③ 消費生活相談（知多半田消費生活センター）

- 内 容 消費生活相談員が悪徳商法やクーリングオフ、多重債務等契約トラブル・消費生活全般に関する相談に応じます
- 相 談 日 月曜日～金曜日（祝日、第4水曜日、年末年始を除く）
電話相談 9時30分～16時00分
来所相談 9時30分～11時00分、13時30分～15時30分
※来所相談希望の人も、まずはお電話ください
- 実施場所 クラシティ半田3階 市民交流センター内相談室D
半田市広小路町155の3
- 問 合 せ 32-2444

④成年後見制度巡回相談

- 内 容 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方のための後見制度について、知多地域権利擁護支援センターが、利用方法、申立の手続きなどの相談に応じます
- 相 談 日 毎月第2木曜日 13時30分～16時30分
※事前に電話予約をしてください
- 実施場所 思いやりセンター
- 問 合 せ 知多地域権利擁護支援センター 0562-39-3770

⑤身体・知的障がい者相談員

- 内 容 身体や知的に障がいのある方やその保護者からのいろいろな相談に応じ、必要な助言・指導を行います。障がい者団体に活躍されている方に相談業務を委託しています
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

⑥民生委員・児童委員

- 内 容 子ども、高齢者、障がいのある方、母子家庭の方などの相談に応じています
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

⑦障がい者虐待防止センター

- 内 容 障がい者虐待に関する通報もしくは届出の受付・対応をしています
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

⑧ 障がい を理由とする差別に関する相談

- 内 容 障害者差別解消法では、役所や会社、お店などの事業者が、障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由に差別することを禁止しています。障がいのことで差別された場合の相談に応じています
- 問 合 せ 事業者などによる差別 役場 福祉課 72-1111
町職員による差別 役場 秘書広報課 72-1111



2. 手 帳

障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び戦傷病者手帳は、各種の福祉サービスを受けるのに必要な、障がいの程度を証明するためのものです。

①身体障害者手帳

- 対 象 視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能）に障がいのある方
- 手帳区分 各部位の障がいの程度により1級から6級に区分
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

②療育手帳

- 対 象 愛知県知多児童・障害者相談センター（18歳未満の方）または愛知県中央児童・障害者相談センター（18歳以上の方）での面接検査の結果、知的障がいがあると判定された方
- 手帳区分 A判定（重度）からC判定（軽度）に区分
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

③精神障害者保健福祉手帳

- 対 象 精神疾患が長期にわたり、日常生活や社会生活に制約がある方
- 手帳区分 障がいの程度により1級から3級に区分
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

④戦傷病者手帳

- 対 象 軍人・軍属等であった方で、戦闘中の負傷など公務に関連した傷病により一定程度以上の障がいをお持ちの方
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

3. 手 当

①児童手当

家庭における生活の安定と子どもの健全育成を目的とした手当です。

●対 象 中学校3年生までの子どもを養育している方

●支給月額

(令和5年度)

対 象		月 額
3歳未満		15,000円
3歳から小学校修了前	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

●所得制限 所得制限を越えた場合は、児童1人につき、支給額が一律5,000円になります

●支給月 2月、6月、10月(年3回に分けて支給)

●問合せ 役場 子育て支援課 72-1111

②児童扶養手当

ひとり親家庭や、親に重度の障がいがある児童の生活の安定と健全育成を目的とした手当です。

●対 象 一定の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達年度の末日まで。障がいの場合は20歳未満)の児童を監護している母及び監護し、かつ生計を同じくしている父または養育している方
※申請者ご本人が子育て支援課で事前確認を行った後の申請手続きとなります。必ず子育て支援課で確認してください

●支給月額

(令和5年度)

対象児童数	全部支給の場合	一部支給の場合
1人目	44,140円	44,130円~10,410円
2人目	10,420円	10,410円~5,210円
3人目以降	6,250円	6,240円~3,130円

- 所得制限 所得制限を越えた場合は、手当が減額または支給停止になります
- 支給月 5月、7月、9月、11月、1月、3月
- 問合せ 役場 子育て支援課 72-1111

③遺児手当

ひとり親家庭や、親に重度の障がいがある児童の生活の安定と健全育成を目的とした県・町から支給する手当です。

- 対象 一定の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達の年度末日まで)の児童を監護・養育している方
 ※申請者ご本人が子育て支援課で事前確認を行った後の申請手続きとなります。必ず子育て支援課で確認してください

- 支給月額 (令和5年度)

県遺児手当	児童1人の月額	支給開始から
	1～3年目	4,350円
	4～5年目	2,175円
	6年目以降	手当の支給なし
町遺児手当	児童1人の月額	3,600円

- 所得制限 所得制限を越えた場合は、手当が支給されません
- 支給月 5月、7月、9月、11月、1月、3月
- 問合せ 役場 子育て支援課 72-1111

④武豊町障害者手当

●対象・支給月額

障 害 等 級	月 額
身体障害者手帳1級または2級 IQ35以下	5,800円
精神障害者保健福祉手帳1級	
身体障害者手帳3級かつIQ50以下	
身体障害者手帳3級 IQ36～50	4,600円
精神障害者保健福祉手帳2級	
身体障害者手帳4級 精神障害者保健福祉手帳3級	2,300円
身体障害者手帳5級または6級 IQ51～75	

※町外に転出したとき、または老人ホーム等に入所したときは受給資格がなくなります

●支給月 3月、9月（年2回に分けて支給）

●問合せ 役場 福祉課 72-1111

⑤愛知県在宅重度障害者手当

●対象・支給月額

区 分	障 害 等 級	月 額
1種	身体障害者手帳1級または2級でIQ35以下	15,500円
2種	身体障害者手帳1級または2級 IQ35以下	6,750円
	身体障害者手帳3級かつIQ50以下	

※在宅の重度障がい者に支給します。ただし、所得制限があります

※特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当受給者及び施設入所者は受給できません

※2種では、65歳以上で新たに障がい者になった方を除きます

●支給月 4月、8月、12月（年3回に分けて支給）

●問合せ 役場 福祉課 72-1111

⑥特別障害者手当

●対 象 20歳以上の障がいのある方で、常時特別な介護を必要とする方で、施設に入所、または長期入院していない方
※所得制限と併給制限があります

●要 件 以下のいずれかに該当することが受給要件です
(以下の①～④は目安で、診断書等により判断となります)

- ①身体障害者手帳1～2級程度の障がいを重複して有している方
- ②身体障害者手帳1～2級程度の障がいを有する方で、IQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障がいを有する方
- ③身体障害者手帳1～2級程度の障がいを有する方、またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障がいを有する方で、他に身体障害者手帳3級相当の障がいを2つ以上有する方
- ④身体障害者手帳1～2級程度の障がいを有する方または、IQ20以下の方もしくはこれと同程度の障がいまたは病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

●支給月額 身体状態により、以下の3つに区分 (令和5年度)

区 分	月 額
A 種	34,830円
B 種	29,030円
C 種	27,980円

●支給月 2月、5月、8月、11月(年4回に分けて支給)

●問合せ 役場 福祉課 72-1111

⑦障害児福祉手当

●対象 20歳未満の障がい児で、障がいを事由とした年金受給者及び施設入所していない方

※所得制限と併給制限があります

●要件 以下のいずれかに該当することが受給要件です
(以下の①～③は目安で、診断書等により判断となります)

① 身体障害者手帳1級(2級の一部を含む)程度の障がいを有する方

② IQ20以下の方

③上記と同程度の障がいまたは病状で、常時介護が必要な方

●支給月額 身体状態により、以下の3つに区分 (令和5年度)

区分	月額
A種	22,120円
B種	16,370円
C種	15,220円

●支給月 2月、5月、8月、11月(年4回に分けて支給)

●問合せ 役場 福祉課 72-1111

⑧経過的福祉手当

●対象 20歳以上の障がいのある方で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない方で、施設入所していない方

※所得制限と併給制限があります

●要件 以下のいずれかに該当することが受給要件です
(以下の①～③は目安で、診断書等により判断となります)

① 身体障害者手帳1級(2級の一部を含む)程度の障がいを有する方

② IQ20以下の方

③上記と同程度の障がいまたは病状で、常時介護が必要な方

●支給月額 身体状態により、以下の3つに区分 (令和5年度)

区分	月額
A種	22,120円
B種	16,370円
C種	15,220円

●支給月 2月、5月、8月、11月(年4回に分けて支給)

●問合せ 役場 福祉課 72-1111

⑨特別児童扶養手当

- 対 象 次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を監護、養育している方（診断書等により判断となります）
※所得制限があります
※障がい児が施設入所されますと資格喪失となります

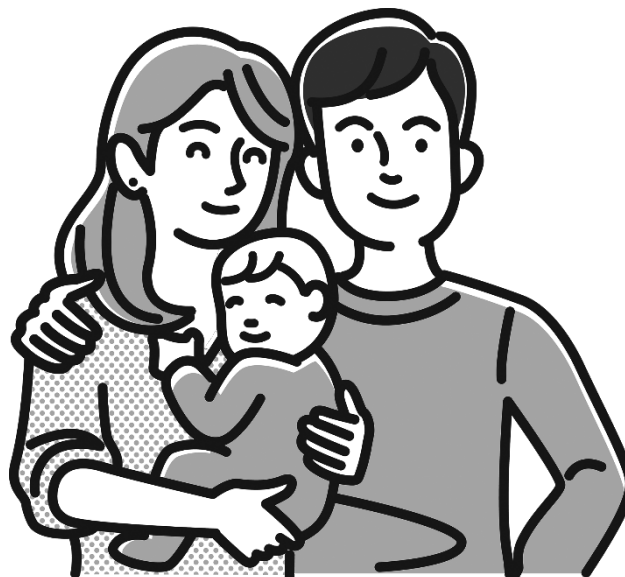
●支給月額

（令和5年度）

障 害 等 級	月 額
身体障害者手帳1級～2級程度 IQ35以下程度 上記と同程度の障がいまたは病状を有する方	53,700円
身体障害者手帳3級程度（4級の一部含む） IQ50以下程度 上記と同程度の障がいまたは病状を有する方	35,760円

- 支 給 月 4月、8月、11月（年3回に分けて支給）

- 問 合 せ 役 場 福祉課 72-1111



4. 助成・優遇制度

① 福祉医療

医療費による経済的負担を軽減するために、医療保険の自己負担額を助成します。対象事業によっては、所得制限等があります。

事業名	対象
子ども医療	● 18歳到達の年度末までの子
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳所持者で以下に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 等級が1級から3級の方 ② 腎臓機能障害で4級の方 ③ 進行性筋萎縮症で4級から6級の方 ● 療育手帳所持者でA判定またはB判定の方 ● 自閉症状群と診断された方
母子・父子家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 18歳到達の年度末までの子を扶養している母（父）とその子 ● 父母のいない18歳到達の年度末までの子
後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療の対象者のうち <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者医療、母子・父子家庭医療に該当する方 ② ひとり暮らし高齢者、ねたきり・認知症高齢者に該当する方 ③ 感染症予防法、精神保健法の命令入所に該当する方 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ⑤ 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者 ⑥ 戦傷病者手帳所持者
精神障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者（精神疾患通院のみ対象） ● 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方（全疾患の通院・入院とも対象）
妊産婦医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦（母子健康手帳の交付月の初日から出産月の末日まで）

● 問合せ 役場 保険医療課 72-1111

②障害者自動車運転免許取得費の助成

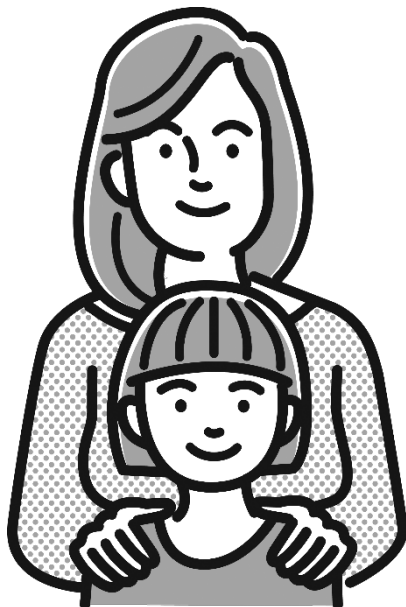
身体障害者手帳を所持する方が、普通自動車免許を取得する場合で、特定の条件に該当するときに、その費用の一部を助成します。

- 助成額 普通自動車免許取得にかかる費用の2／3以内
(最高10万円まで)
- 問合せ 役場 福祉課 72-1111

③身体障害者用自動車改造費の助成

身体障害者手帳を所持し、条件のついた運転免許証をお持ちの方が、就労等のため自己の自動車を改造する場合に、その費用の一部を助成します。

- 助成額 自動車改造にかかる経費(最高10万円まで)
- 問合せ 役場 福祉課 72-1111



④ タクシー料金の助成

- 内 容 ◎タクシー料金助成券（基本料金・初乗り料金分）を交付します。
年間最大24枚（申請月により交付枚数は変わります）
◎助成券1枚で1回分
助成券2枚でリフト付タクシーの利用可能
- 対 象 ◎身体障害者手帳1級または2級の方
◎療育手帳A判定またはB判定の方
◎精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方
※ただし、自動車（軽自動車）税の減免を受けている方、バス
運賃の助成を受けている方は除く
- 助成券を利用できるタクシー会社については福祉課までご連絡ください
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

⑤ バス運賃の助成（コミュニティバス以外）

- 内 容 ◎バス運賃無料証明書を交付します
年間最大24枚（申請月により交付枚数は変わります）
◎知多バス全線、レスクル一部路線（海っ子バス）が対象
- 対 象 ◎身体障害者手帳1級または2級の方とその介護者（介護者は第
1種障がい者または第2種で小学生以下の障がい児に限る）
◎療育手帳A判定またはB判定の方とその介護者
◎精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方とその介護者
※ただし、タクシー運賃の助成を受けている場合は除く
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

⑥ 地域公共交通事業（コミュニティバス・接続タクシー）

武豊町内（一部半田市含む）を運行しているコミュニティバス及び接続タクシーの乗車にあたり必要となる乗車運賃を免除します。

- 対 象 ◎無料乗車券所有者（※）
◎未就学児
◎障害者手帳所有者とその介助者（1名まで）
※申請時に満70歳以上の人、又は、満65歳以上で運転免許証
を自主返納した人が発行対象

●問 合 せ 役 場 防 災 交 通 課 7 2 - 1 1 1 1

⑦通園通所交通費の助成

対象の障がい者施設等に自力で通園・通所する障がいのある方に対し、交通費の一部を助成します。

●内 容

通園・通所施設の所在地	月 額
武豊町	2, 0 0 0 円
半田市・常滑市・美浜町	3, 0 0 0 円
上記以外	5, 0 0 0 円

※あおぞら園は除きます

●問 合 せ 役 場 福 祉 課 7 2 - 1 1 1 1

⑧軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器の購入または修理に係る費用の一部を助成します。

●対 象 両耳とも30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならず、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できる障害児（所得に応じて対象とならない場合があります）

●費 用 利用者負担は、原則購入費または修理費の3分の1
（上限額を超過する分は利用者負担）

●問 合 せ 役 場 福 祉 課 7 2 - 1 1 1 1

⑨不妊治療費等助成

保険適用の不妊治療を受けているご夫婦に対して、検査・治療に要した費用の一部を助成します。

●対 象 次の全ての条件を満たす夫婦

- ①婚姻の届出をした夫婦、または婚姻が確認できる夫婦（事実婚関係にあたる人も含む）
- ②治療を行った期間、及び助成金の申請時に夫婦のどちらかまた

は両方が武豊町に住民登録をしていること

③医療保険各法による被保険者または被扶養者

- 助成額 1年間（3月から翌年2月の診療分）につき1夫婦20万円まで
- 手続き 申請時期や提出書類については、保健センターにご確認ください
- 問合せ 保健センター 72-2500

⑩養育医療給付制度

- 内容 2,000g以下の未熟児（または2,000g以上であっても）で、指定医療機関の医師により入院養育が必要であると認められた場合に、医療費の一部を公費で負担する制度です
- 手続き 申請時期や提出書類については、保健センターにご確認ください
- 問合せ 保健センター 72-2500

⑪産後ケア事業

- 内容 産後に指定機関でデイサービス、宿泊ケア等を受ける場合、費用の一部を助成します
- 対象 武豊町に住民登録がある産後1年未満の母親及びその乳児で、授乳や育児についての専門的な指導・支援を受けたい方
- 手続き 申請時期や提出書類については、保健センターにご確認ください
- 問合せ 保健センター 72-2500

⑫心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している方が掛金を拠出し、扶養者が死亡または重度障がいとなった場合に、障がいのある方に年金を支給する制度です。

- 加入条件 障がいのある方（身体障害者手帳1級から3級、知的障がい者、精神または身体に永続的な障がいのある方で、これらと同程度の障がいを有する方）を現に扶養している保護者であって、特別な疾病や障がいを有していない、扶養保険契約の対象となることができる65歳未満の方
- 掛金 加入時の加入者の年齢により異なります
加入口数2口まで

※世帯の課税状況に応じて掛金の減免制度があります

●支給額 1口あたり 月額20,000円

※1年以上加入した後に、万が一、加入者よりも先に障がい児・者が死亡したときは、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。
また5年以上加入した後に、この制度を脱退したときは、加入期間に応じ、脱退一時金が支給されます

●問合せ 役場 福祉課 72-1111

⑬有料道路通行料金の割引

割引の手続きを行った身体障害者手帳または療育手帳の掲示で、有料道路が半額になります。ETCの利用もできます。

●対象 ①身体障害者手帳1～6級の方で、自ら運転する場合
②重度の身体障害者手帳（第1種）または重度の療育手帳（第1種）の方を乗せて、介護者が運転する場合

●割引率 通常料金の半額

●手続き 事前に福祉課またはオンラインで申請が必要です

●問合せ 役場 福祉課 72-1111

⑭交通機関の運賃等の割引

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持する方及びその介護者がJR各社の鉄道や私鉄、路線バス、船舶及び航空会社を利用する場合、手帳を提示すると運賃等が割引になる場合があります。詳しくは、各関係会社にお問合せください。

⑮NHK受信料の免除

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方のいる世帯はNHK受信料が全額または半額免除になる場合があります。

●要件 全額：世帯構成員全員が市町村民税非課税世帯
半額：◎世帯主が視覚または聴覚障がい者
◎世帯主が身体障害者1級または2級

- ◎世帯主が療育手帳 A 判定
- ◎世帯主が精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ◎世帯主が特別項症から第 1 款症の戦傷病者

●問 合 せ 役 場 福 祉 課 7 2 - 1 1 1 1

⑩ 税制上の軽減措置

障がいのある方に対して税制上の軽減措置があり、控除や税の減免を受けることができる場合があります。

軽減、減免対象の税金	問合せ	電話番号
所得税、相続税、贈与税	半田税務署	21 - 3141
住民税	役場 税務課	72 - 1111
自動車税（種別割）[普]、自動車税環境性能割 [普・軽]	知多県税事務所	89 - 8176
軽自動車税（種別割）[軽]	役場 税務課	72 - 1111

※環境性能割は、旧自動車取得税です

※また要介護認定を受けた方のうち一定の条件に該当する方は、障がい者としての認定を受けていなくても、所得税、住民税の控除を受けられる場合がありますので、詳しくは【役場 福祉課 72 - 1111】へお問合せください

5. 子育て支援

① 保育園

保護者が仕事などにより、家庭で昼間子どもを保育できない場合、保護者にかわって保育するための施設です。3歳（年少）以上の場合は、保育に欠ける理由がなくても定員に余裕があれば特別利用保育（1号認定）として入園できます。

- 対 象 0歳（6か月以上）～小学校入学前までの子ども
※利用には、さまざまな条件が伴います
- 費 用 年少以上は保育料無償です。ただし、給食費、早延長保育料、預かり保育料等が別途必要になります。0歳から2歳児は、父母の課税状況により保育料が異なります
- 手 続 き ◎年度当初の4月から利用する方
前年の10月頃に一斉受付を行います
◎年度途中から利用する方
利用開始希望日の2か月前から受付を行います
- 問 合 せ 役 場 子育て支援課 72-1111

② 一時的保育事業

保護者が就労、疾病等により家庭保育が困難な状況に対応するため、一時的な保育を実施します。

- 対 象 ①保護者の労働、職業訓練、就学等で断続的に家庭保育が困難な児童（1か月14日以内）
②保護者の傷病、災害、事故、出産、看護・介護・療養介助等で、緊急一時的に家庭保育が困難な児童（1か月14日以内）
③保護者の心身のリフレッシュ等私的理由等（美容院、買物等）により、一時的に保育が必要となる児童（1か月2日以内）
- 利 用 日 月曜日～金曜日 利用時間は施設によって異なります
※私的理由保育は、8時30分～16時00分
※保育園休園日は、一時的保育も休園です

- 費用 子育て支援課にて確認してください
- 実施園 西保育園、私立北中根こども園
- 問合せ 役場 子育て支援課 72-1111
北中根こども園 84-1133

③子育て支援センター

親同士が子育ての悩みや喜びを分かちあえる場・親子が楽しく遊べる場の提供や、子育てや育児に関する情報の提供をします。

- 所在地
 - ◎北部子育て支援センター
武豊町字砂川一丁目43（北保育園内） 73-8714
 - ◎南部子育て支援センター
武豊町大字富貴字外面77 72-0778
 - ◎北中根子育て支援センター
武豊町字北中根六丁目6番地 84-1134
- 対象 0歳児～入園前の子どもと保護者
- 利用時間・休館日 78、79ページをご覧ください
- 実施事業
 - ◎子育て相談
保育士が育児の悩みなどの相談に応じています。来所・電話による相談やご希望により、出張相談（要予約）も行います
 - ◎子育て広場
親子で一緒に遊ぶ場所・機会の提供や、育児講座を開催します
 - ◎情報提供
さまざまな育児講座の案内や子育て支援の情報を提供します
- 費用 無料
- 問合せ 役場 子育て支援課 72-1111

④ファミリー・サポート・センター

子育て援助を受けたい方と子育ての応援をしていただける方が会員になり、お互いに助け合う会員組織です。

《利 用 例》

- ◎保育園の送迎、児童クラブのお迎え
- ◎保護者の急な仕事や通院で、一時的に子どもを預かってほしいとき
- ◎数時間だけ買い物や文化活動をする時間がほしいとき
- ◎冠婚葬祭に、小さな子どもを連れて行けないとき
- ◎保育園、学校が休みで子どもを預かってほしいとき
(暴風雨警報発令時等を除く)

●会員種類 ◎依頼会員（子育ての援助を受けたい方）

- ・武豊町在住・在勤の方で生後6か月～小学6年生までの子どもを養育されている方
- ・里帰り出産などで一時的に町内に居住される方

◎援助会員（子育てを応援していただける方）

- ・武豊町在住で20歳以上の方（資格・経験は問いません）

◎両方会員（依頼・援助どちらも希望する方）

- ・依頼会員・援助会員の両方を兼ねることができます

●講習会 会員になるためには、講習会の参加が必要です（予約制）

●費用 依頼会員は、援助活動終了後、援助会員に直接報酬の支払いをしていただきます

《報酬基準（1時間あたりの金額）》

援助時間	月～金曜日	土日・祝日・年末年始
7時～19時	600円	700円
上記以外の時間	700円	800円

※詳しくは、子育て支援課にて確認してください

●問合せ 役場 子育て支援課 72-1111

南部子育て支援センター（わくわく）内 74-0512

⑤児童クラブ（学童保育）

仕事などの事情で、放課後（学校下校後）家庭で児童をみる人がいない方を対象に、遊びを通じての仲間づくりなど、楽しみながら児童の育成指導を行います。

- 対 象 小学校1～6年生の児童
※入会条件がありますので、子育て支援課で確認してください
- 利用時間 ◎月曜日～金曜日（下校～19時00分まで）
◎土曜日・学校休業日（8時00分～19時00分まで）
※早朝利用を希望する場合は、7時30分～19時00分
- お 休 み 日曜日・祝日（振替休日含む）・お盆（8月12日～16日）
年末年始（12月28日～1月4日）・台風等による臨時休校日
- 手 続 き 入会申込書・就労証明書などの必要書類を添えて申込み
- 費 用 月額9,000円（利用料8,000円・おやつ代1,000円）
早朝利用料 月額1,000円（月の早朝利用開所日数が10日以内の場合500円）

●所 在 地

児童クラブ名	住 所	電話番号
武豊児童クラブ	高野前1（武豊小学校地内）	72-0885
緑丘児童クラブ	長宗一丁目1（緑丘小学校地内）	72-6220
衣浦児童クラブ	目掘36（衣浦小学校地内）	73-6453
富貴児童クラブ	富貴字外面77（富貴小学校グラウンド南）	72-0704
夏休み限定児童クラブ	高野前1（武豊小学校地内）	72-0885

※土曜日は、衣浦児童クラブで集中して育成にあたります

※夏休み限定児童クラブについては、夏休み期間中のみの開所となり、通常の児童クラブを利用していない人のみの利用となります

- 問 合 せ 役 場 子育て支援課 72-1111

⑥児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている施設です。また、子ども及び保護者に交流の場を提供しています。

- 対 象 子どもとその保護者（乳幼児の場合は、保護者の付添いが必要）
- 利用時間 10時00分～17時00分
- 閉館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始（12月28日～1月4日）
- 費用 無料
- 所在地

児童館名	住 所	電話番号
長尾児童館	山ノ神135-1	73-4841
くすのき児童館	楠四丁目25	73-6500
おおあし児童館	平海道78-1	73-8181
富貴児童館	富貴字外面77 (富貴小学校グラウンド南)	72-0778

- 問 合 せ 役 場 子育て支援課 72-1111



6. さまざまな福祉サービス

① 手すり設置費用助成事業

高齢者等が居住する住宅において、転倒の要因となりうる箇所を全体的に見直し、必要な手すりを設置する工事について、対象工事費の一部を助成します。

- 対 象 次のいずれかに該当する方
 - ◎ 70歳以上の高齢者であり、介護保険の要介護・要支援状態に該当せず、基本チェックリストの生活機能全般または運動器機能の項目において該当する方
 - ※対象者に該当するかどうかの確認のため、25個の質問（基本チェックリスト）にお答え頂きます
 - ◎ 視覚障がい度1～3級の身体障害者手帳を所持している方
- 対 象 工 事 手すり設置（玄関（アプローチ含む）、浴室、トイレ、廊下、階段等）
- 助 成 額 対象工事にかかる費用の2分の1（上限5万円）
- 問 合 せ 役 場 福祉課 72-1111
 - ※必ず工事に着手する前にご相談ください
 - ※申請の受付は、地域包括支援センター（74-3305）が行います

② 日常生活用具の給付（高齢者）

日常生活の利便を図るため電磁調理器・火災報知機（屋外にも警報ブザーで知らせることができる機種に限る）・自動消火器の給付をします。

- 対 象 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（用具の種目により対象者の条件が異なります）
- 費 用 世帯所得に応じた自己負担があります（助成対象外の場合あり）
- 問 合 せ 役 場 福祉課 72-1111

③ 高齢者台帳（シルバーカード）登録

ひとり暮らし高齢者の登録者を対象に、見守りや緊急時等に対応したサービスを行います。

- 対 象 65歳以上のひとり暮らしの方
※同一敷地内及び該当者の住所地から500m以内に養護義務者（息子、娘など）が住んでいない方
- 費 用 無 料
- 問 合 せ 役 場 福 祉 課 72-1111

緊急通報装置及び老人福祉電話の貸与

急病や災害時などの緊急時に迅速に救援を求められるよう、ボタンを押すだけで、あらかじめ指定された連絡先に通報する装置を自宅の電話機に取り付けます。

- 対 象 高齢者台帳（シルバーカード）登録者で、貸与が必要と認められた方
- 費 用 無 料
- 問 合 せ 役 場 福 祉 課 72-1111

緊急通報装置の貸与が必要な方のうち、低所得のため、電話のない方には、電話と緊急通報装置の両方を貸与します。

- 対 象 高齢者台帳（シルバーカード）登録者で、貸与が必要と認められた方
- 費 用 無 料（通信料のみ自己負担）
- 問 合 せ 役 場 福 祉 課 72-1111

④寝具クリーニング・乾燥サービス

寝たきりの高齢者が利用している寝具の水洗い及び乾燥消毒サービスを年2回実施します。

- 対 象 おおむね65歳以上の、寝たきりなどで寝具の衛生管理が困難な方
- 費 用 無 料（クリーニング時の布団の貸出も無料）
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

⑤ショートステイ事業

虚弱高齢者の家族が疾病・冠婚葬祭などにより、一時的にその高齢者の見守りができない場合に施設でお世話をし、見守りの支援を行います。

- 対 象 おおむね65歳以上の虚弱高齢者で要介護認定申請をしていない方、または要介護認定で自立と認定された方
※訪問・面接や医師の診断書等により対象になるか判断します
- 期 間 原則7日間程度まで
- 費 用 1日あたり1,730円（飲食費として）
住民税非課税世帯の方に対して利用料の2分の1助成があります
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

⑥ホームヘルプサービス事業

ホームヘルパーを派遣して、掃除の生活援助を行います。

- 対 象 介護保険の要介護認定審査で非該当となり、介護予防・日常生活支援総合事業にも非該当となった虚弱高齢者
※訪問・面接や医師の診断書などにより対象になるか判断します
- 派 遣 回 数 1週間に1回 1時間まで
- 費 用 1時間あたり150円
住民税非課税世帯の方に対して利用料の2分の1助成があります
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

⑦ 高齢者世帯見守り収集支援事業

生活支援が必要な高齢者世帯に対し、定期的な家庭ごみの回収を行うと共に安否確認をし、在宅生活の支援をします。

- 対 象 次に掲げる各号のすべてに該当する方
 - ① ひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯
 - ② 世帯を構成する全ての方が要支援・要介護認定者、または基本チェックリスト該当者※面接等により対象になるか判断します
- 利用回数 おおむね週1回まで
- 費用 1回あたり100円
- 問合せ 役場 福祉課 72-1111

⑧ 避難行動要支援者避難支援制度

障がいのある方やひとり暮らしの高齢者など災害が起きたときに支援を必要とする方に対して、区・自主防災会、民生委員、地域の方など避難支援等関係者と連携して支援をしていく制度です。

- 対 象 生活の基盤が自宅にある方のうち、次の方
 - ① 肢体不自由の障害（1級～3級）、視覚障害（1級または2級）、聴覚障害（2級）の方
 - ② 要介護認定（要介護3以上）の方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）を所持する方
 - ④ 療育手帳（A判定またはB判定）を所持する方
 - ⑤ 障害者総合支援法による障害福祉サービス等を受ける難病患者
 - ⑥ ひとり暮らし高齢者であって、町に登録されており、名簿の登録を申請する方
 - ⑦ 高齢者（65歳以上）のみの世帯で名簿の登録を申請する方
 - ⑧ 上記以外で町長が支援を必要と認めた方
- 問合せ 役場 防災交通課 72-1111

⑨ 成年後見制度

判断能力が不十分な方が不利益を被らないように、預貯金の管理(財産管理)や日常生活の様々な契約行為(身上監護)などを本人に代わって行ったり、援助をしたりして個人の権利を守る制度です。

● 対 象 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方

● 内 容 成年後見制度は大きく分けて2種類あります

【法定後見制度】

法定後見制度はすでに判断能力が低下している方が活用することができます。本人の判断できる状態に応じて3つの類型に分かれます。支援の内容も類型によって変わります。

◎後見・・・判断能力がほとんどない方

◎保佐・・・判断能力が著しく不十分な方

◎補助・・・判断能力が不十分な方

【任意後見制度】

今は判断能力が十分だが、今後判断能力が不十分になってしまった時のために備えて自分の意思で将来の自分の支援内容について決めておけます。

● 問 合 せ 制度についてのご相談は以下までお問合せください

役場 福祉課

72-1111

知多地域権利擁護支援センター 0562-39-3770

⑩日常生活自立支援事業

日常生活に不安があり、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理をするのに不安のある方のために、地域で自立した生活が送れるように支援します。

- 対象 判断能力に不安がある高齢者や障がいのある方（知的障がい、精神障がい）など
- 内容
 - ◎福祉サービスについての情報提供、助言、及び利用の援助
 - ◎福祉サービス利用のための利用手続き、利用料の支払いの援助
 - ◎日常的な金銭管理の援助（家賃・公共料金等の支払い、日常的な生活費に要する預貯金の払戻など）
 - ◎通帳、印鑑、証書などの保管
 - ◎日常生活に必要な手続きの支援
- 費用 相談や支援計画の作成などは無料ですが、契約後に提供されるサービスは、有料となります（ただし、生活保護を受けている人は一部を除き無料になります）
- 問合せ 社会福祉協議会 73-3104

⑪車いすの貸出

一時的に車いすの利用が必要な方に短期間、車いすをお貸しします。

- 対象 町内にお住まいで、社会参加や通院で車いすを必要とする方
※病院入院中・施設入所中は貸出できません
- 費用 無料
- 貸出期間 原則15日以内
- 問合せ 社会福祉協議会 73-3104

⑫車いす用福祉車両の貸出

車いすに乗ったまま、乗降できるスロープ付きの車をお貸しします。

- 対 象 町内在住で車いす利用者及び介助する方
- 費 用 無 料
※ガソリン代は実費
※利用中の事故等に伴う損害賠償、修理の費用は利用者負担となります
- 貸出期間 原則として1日。旅行の場合は、貸出日を含め3日以内
- 手 続 き 運転者の運転免許証を持参の上、社会福祉協議会にお越しく下さい（利用予約は電話でできます）
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104

⑬配食サービス

食生活改善と健康保持を図るとともに、あわせて安否確認を行うことを目的にボランティアが昼食のお弁当をお届けします。

- 対 象 町内在住で、調理や外出が困難な65歳以上の高齢者世帯または障がい者世帯の方（「要介護認定」または「事業対象者」相当の方）
- 費 用 おかずのみ450円・ご飯つき500円（変更となる場合あり）
- 配食時間 月曜日～金曜日の昼食（祝日、年末年始を除く）
- 手 続 き サービスを受けるには、さまざまな条件があります
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104

⑭家具転倒防止事業

地震発生時に家具の転倒による死亡・負傷等事故防止のための、家具転倒防止金具の取付け費用を負担します。

- 対 象 次のいずれかの条件に該当し、取付けを希望する世帯
 - ①満65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ②身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている方が属する世帯
 - ③母子家庭で義務教育就学中、または就学前の子どもが属する世帯。ただし義務教育終了後の子どもがいる世帯は対象外
- 費 用 無 料
- 対 象 家 具 対象者が居住する家屋の寝室・居間の和・洋タンス・整理タンス等（家電、仏壇は除きます）、1世帯につき4点（町指定の簡易型感震ブレーカーを含む場合は5点）まで取付け
 - ※取付金具は、町が指定したものを利用します
 - ※家具転倒防止金具の取付けは、工事を委託した武豊町防災ボランティアの会が行います
（年度ごとに委託事業者等は変更になる場合があります）
- 問 合 せ 役 場 防災交通課 72-1111

⑮図書の郵送貸出

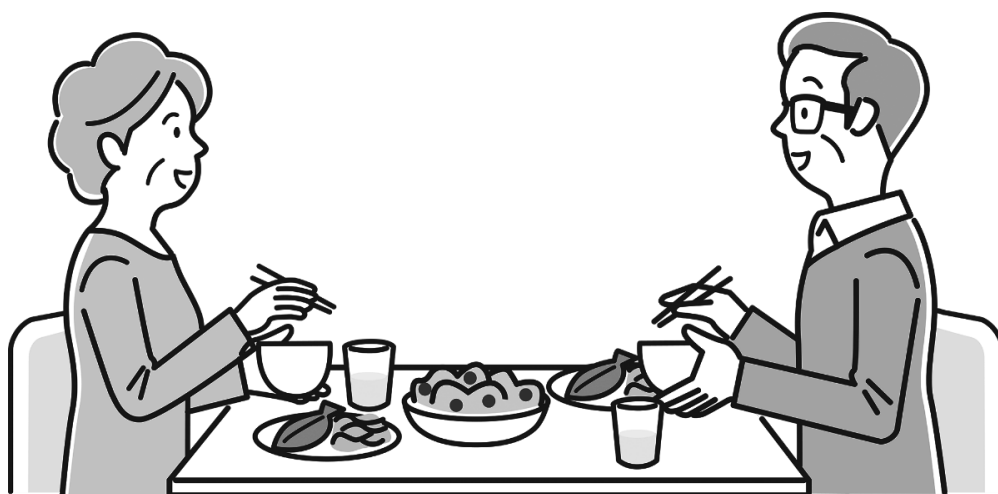
視覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方に、郵送による点字資料、録音資料の貸出を行っています。

- 対 象 視覚障がいのある方
 - ※事前に貸出登録が必要です
- 費 用 無 料
- 問 合 せ 図 書 館 73-6800

⑩マルチメディア DAISY 図書の貸出

音声と共に、文字や画像が表示されるデジタル図書です。
パソコンで再生します。

- 対 象 ラベルの色により、利用できる方が異なります。
※事前に貸出登録が必要です
青：どなたでも
黄：障がいのある方のみ（貸出の際「身体障害者手帳」をご提示
ください）
- 費 用 無 料
- 問 合 せ 図 書 館 73-6800



7. いきいきと生活するために

① 老人憩の家

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションなどを行うための施設です。

●利用方法 各施設の管理人に連絡のうえ、予約をして利用許可を受けてください

玉貫老人憩の家	武豊町字楠四丁目 24-1	施設電話 73-2510 管理人電話(村山) 090-6596-4418
大足老人憩の家	武豊町字川脇 10-1	施設電話 73-5000 管理人電話(山下) 090-1984-2887

② 高齢者生きがいセンター

高齢者の生きがい活動の推進を図るための施設です。

- 対 象 60歳以上の方・老人福祉関係団体
- 主な設備 集会室、会議室
- 利用方法 センターに直接予約・申込みをしてください
- 所在地 武豊町字平海道76-1
- 問合せ 73-4355

③ シルバー人材センター

働く意欲のある高齢者に対し、臨時的かつ短期的または軽易な就業を提供し、高齢者の就業機会の拡大を行います。

- 対 象 原則60歳以上で、心身ともに健康で働く意欲のある方
- 入会手続 センターに直接申込みをしてください
- 主な仕事 除草、庭木の剪定、清掃、施設管理、筆耕など
- 所在地 武豊町字平海道76-1（高齢者生きがいセンター内）
- 問合せ 73-4355

④ 老人クラブ

高齢期の生活を健全で豊かなものにするため、社会奉仕活動や生きがいと健康づくりに係る各種活動を行っています。

- 対 象 おおむね60歳以上の方
- 組 織 各地区単位にクラブがあり、自主的に組織運営を行っています
- 会 費 単位クラブごとに異なります
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104

⑤ 母子福祉会

同じ悩みを持つひとり親家庭並びに寡婦の方々が交流を深め、語り合い、親子のふれあい等の行事を行いながら、憩いの場、集いの場として、心のつながりで親睦の和を広げています。

- 対 象 ひとり親家庭並びに寡婦の方
- 会 費 年間500円
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104

⑥子ども会育成連絡協議会

単位子ども会の組織化によって、子ども会活動の活性化と地域全体で児童の健全育成を図ることを目的に、レクリエーションやスポーツ等を通して、会員相互の交流を図りながら子どもの成長に寄与する活動を行っています。

- 対 象 小学生（保護者同伴により0歳児から加入可）とその育成者または指導者
- 組 織 各地区に単位子ども会があり、自主的に組織運営を行っています
- 会 費 単位子ども会ごとに異なります
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104

⑦身体障害者福祉協議会

町内在住の身体障がい者の方々の相互交流等を目的に活動しています。年間を通じてさまざまな活動を行っており、行事にはたくさんの会員が参加されています。

- 対 象 身体障害者手帳をお持ちの方
- 会 費 年間500円
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104

⑧手をつなぐ育成会

知的障がい者・発達障がい者・肢体不自由者等の自立促進のための援助や研修、親睦をはかるための行事など年間を通じて行っています。

- 対 象 知的障がい者（児）・発達障がい者（児）・肢体不自由者（児）の保護者及び会の目的に賛同する方
- 会 費 年間2,000円
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104

⑨精神障がい者家族会かたばみ

精神障がい者に対する理解を深めるため、会員の親睦をはかるとともに学習会や啓発活動を、年間を通じて実施しています。

- 対 象 精神障がい者の家族・親族及び会の目的に賛同する方
- 会 費 年間2,000円
- 問 合 せ 社会福祉協議会 73-3104



8. 介護保険制度

(1) 制度のあらまし

介護が必要になっても、できる限り自立して生活するために家族だけで介護を行うことは、非常に困難です。介護保険は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが、安心して受けられる制度です。

また、介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする制度です。

(2) 介護保険被保険者と保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳から64歳までの方
被保険者証	全員に郵送します	要支援・要介護認定を受けた方、及び交付希望者
保険料の納付方法	原則として年金から天引きされます	加入している医療保険の保険料に合算されます

(3) サービス利用の申請

介護保険のサービスを利用するためには、申請をして要介護度（介護や支援の必要性の度合）の判定を受ける必要があります。認定されると、申請をした日以降に利用したサービスが1割、2割または3割の自己負担で利用できます。

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスは、基本チェックリストを実施し、生活機能の低下がみられるときに利用することができます。

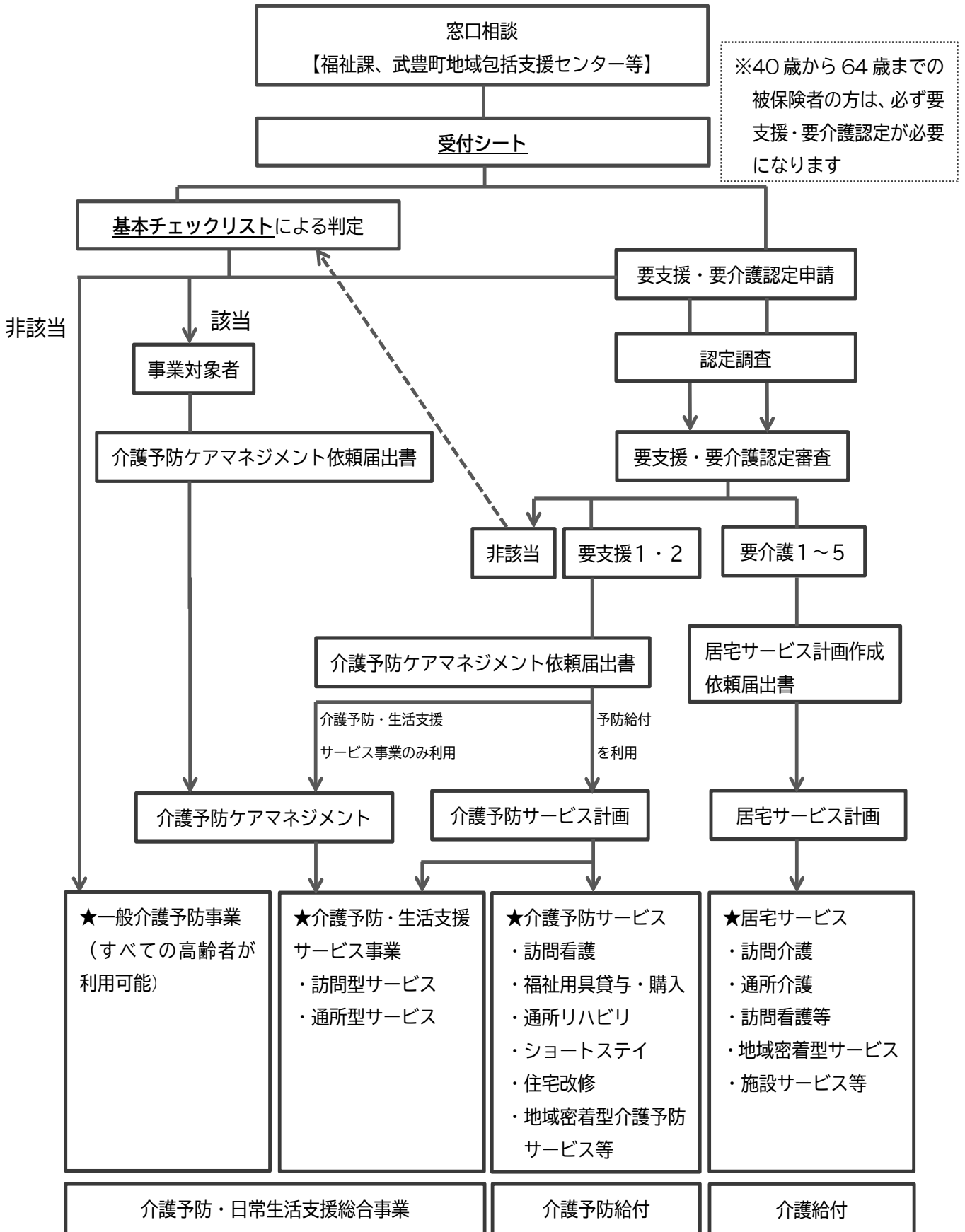
- 対象 ◎65歳以上で日常生活に支援・介護が必要な状態の方
◎40歳以上65歳未満で加齢に伴う病気（特定疾病）により支援・介護が必要な状態の方

●問合せ 役場 福祉課 72-1111、地域包括支援センター 74-3305

※特定疾病とは以下の16の病気が定められています

- | | | | |
|---------------------------------|---------------|--------------|------------|
| 1. がん末期 | 2. 関節リウマチ | 3. 筋萎縮性側索硬化症 | 4. 後縦靭帯骨化症 |
| 5. 骨折を伴う骨粗しょう症 | 6. 初老期における認知症 | | |
| 7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | 8. 脊髄小脳変性症 | | |
| 9. 脊柱管狭窄症 | 10. 早老症 | 11. 多系統萎縮症 | |
| 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | 13. 脳血管疾患 | | |
| 14. 閉塞性動脈硬化症 | 15. 慢性閉塞性肺疾患 | | |
| 16. 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症 | | | |

(4) 介護サービス利用の流れ



(5) 要介護度

要介護度は、身体状況によって予防的な対策が必要な「要支援1・要支援2」、介護が必要な「要介護1～5」の7段階に区分されています。介護保険サービスの種類によっては、介護度に応じて受けられるサービス、受けられないサービスがありますのでご注意ください。

軽度			→ 重度				
事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護予防サービス(予防給付)		介護サービス(介護給付)				
	介護予防・生活支援サービス						

※介護保険の利用対象にならない方は、「非該当(自立)」と判定されます

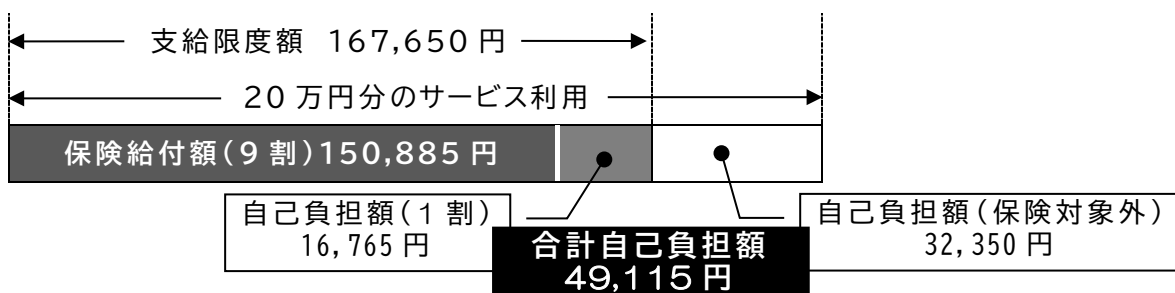
(6) 要介護度別の限度額

介護保険では、要介護状態(要支援1・2、要介護1～5)に応じて利用できる上限額(支給限度額)が決められています。上限の範囲内で利用するときは、利用者の負担は1割、2割または3割ですが、上限を超えてサービス利用した場合には、超えた分は全額が自己負担になります。

軽度 ↓ 重度	要介護度	支給限度額(月額)
	要支援1	50,320円
	要支援2	105,310円
	要介護1	167,650円
	要介護2	197,050円
	要介護3	270,480円
	要介護4	309,380円
	要介護5	362,170円

※支給限度額の1割、2割または3割が利用者負担額になります

(例) 要介護1で負担割合が1割の人が20万円分のサービスを利用した場合



(7) 介護保険で利用できるサービス

介護保険で受けられるサービスは次のとおりです。ただし、サービスの種類によっては条件が異なります。また、町外のサービス事業者も利用できる場合があります。

◆サービス利用計画の作成

① 居宅介護支援・介護予防支援（ケアプラン作成）

介護保険サービスを利用するためには、居宅介護支援事業者や入所した介護保険施設などで、心身の状況に応じた「サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

在宅サービスを利用する場合、専門家であるケアマネジャー（介護支援専門員）が、本人や家族と面接し、サービス計画を作成するほか、サービス事業者への連絡などにより、計画にもとづいた介護サービスが利用できるよう調整を行います。

※自己負担はありません

※施設等入所者は、入所先でサービス計画を作成します

※事業対象者・要支援1・2の方は、地域包括支援センターがサービス計画を作成します

◆自宅で受けられるサービス

① 訪問介護／訪問型サービス（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介助や、調理・買い物・洗濯など日常生活の手助け（独居、高齢者世帯等の場合）を行います。

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

寝たきりの高齢者などがいる家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師が家庭を訪問して、病状を観察したり褥瘡の手当などを行います。

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士などが家庭を訪問して、自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師などが通院困難な方の家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

◆ 日帰りで施設に通うサービス

① 通所介護／通所型サービス（デイサービス）

デイサービスセンター（日帰り介護施設）に通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどを行います。

② 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設や介護老人保健施設に通い、生活行為向上のためのリハビリテーションを行います。

◆ 短期間だけ施設に入所するサービス

① 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護／ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間、福祉施設や医療施設に宿泊しながら生活支援や機能訓練などを受けることができます。

◆施設に入所するサービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で在宅での生活が困難な方が入所して、食事や排泄など生活全般の介護を受けられます。

※原則、要介護 3 以上の方が利用できます

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定した方が、在宅復帰できるよう、医学管理下での介護・日常生活訓練などリハビリテーションを受けられます。

※要介護 1 以上の方が利用できます

③ 介護療養型医療施設

●療養病床等

長期の療養を必要とする高齢者のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

※要介護 1 以上の方が利用できます

④ 介護医療院

主として長期の療養が必要である要介護者に対し施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設です。

◆その他の福祉サービス

① 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

◎特殊寝台 ◎特殊寝台付属品（マットレスなど）

◎床ずれ防止用具（エアーマットなど） ◎体位変換器

◎車いす ◎車いす付属品 ◎移動用リフト ◎認知症老人徘徊感知機器

◎手すり ◎歩行器 ◎歩行補助つえ ◎スロープ ◎自動排泄処理装置

※要支援 1・2 及び要介護 1 の方には、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、車いす、車いす付属品、移動用リフト、認知症老人徘徊感知機器、自動排泄処理装置は、原則として保険給付の対象となりません

② 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給します。要介護状態区分にかかわらず、1年間に利用できる上限額は10万円です。

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分

※指定販売事業者から購入するものに限りです

※購入代金実費の7割、8割または9割が支給されます

③ 住宅改修費の支給

家庭での手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。要介護度にかかわらず、対象工事の上限額は20万円です。

- ◎廊下や段差、浴室、トイレへの手すり設置
- ◎段差解消のためのスロープ設置
- ◎滑り防止のための床材変更

- ◎引き戸への扉の取替えや和式から洋式便器への取替え等の小規模な改修

※事前に申請書などを提出することが必要です

※工事代金実費の7割、8割または9割が支給されます

※1回の改修で20万円を使い切らずに、複数回に分けて使うこともできます

④ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援や介護を提供します。

◆ 地域密着型サービス

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態でも要支援・要介護の認定を受けた人が少数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事・入浴・排泄などの日常生活支援を受けられます。

※要支援2以上の方が利用できます

② 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある方がデイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

③ 地域密着通所介護

できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持または向上を目指します。入浴、排せつ・食事等の介護、生活についての相談・助言、機能訓練が受けられます。

④ 小規模多機能型居宅介護

通いのサービスを中心として、利用者の容態や希望に合わせて訪問や宿泊等を組み合わせたサービスが受けられます。

● 介護保険以外の施設サービス ●

● 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、家庭環境や住宅事情などのために自宅で生活することが困難な方が、家庭にかわって生活するために入居できる施設です。

軽費老人ホームにはさまざまな形態がありますが、代表的なものに、入居しながら在宅介護が受けられる「ケアハウス」があります。入居にはさまざまな条件があり、利用料も収入によって異なります

● 有料老人ホーム

有料老人ホームは、民間の会社が設置・運営する入居施設で、生活全般にわたって、食事・おやつ配膳、健康管理、生活相談などのサービスを受けることができます

（ 8 ） 介護予防事業

介護予防事業は、介護保険制度において「介護予防」を目的にした事業で、高齢者ができる限り自立した生活を送れるように支援します。65歳以上のすべての方が利用できます。

①地域包括支援センター

武豊町で暮らす65歳以上の方とそれに関わる方たちを、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援していくために、武豊町が設けた高齢者に関する総合相談窓口です。

●問 合 せ 地域包括支援センター 74-3305

■なんでもご相談ください

●介護・福祉に関すること以外でも「どこに相談したらいいかわからない」といった悩みや、本人やご家族からの相談はもちろん、近所の方からの相談にも応じます

※窓口でもお電話でも、ご相談に応じます。ご希望により、ご自宅へも伺います。ご相談いただいた方や相談内容についての秘密は、固く守ります

■65歳以上の方への訪問活動にご協力ください

●65歳以上の方のお宅へ訪問し、普段のお身体の状態や生活の様子を把握させていただいています。継続的な支援が必要な場合には、定期的に訪問させていただきます

※お元気な顔を見せていただくだけで構いませんので、訪問時にはご協力をお願いします

■みなさんの権利を守ります

●お金の管理や契約に不安がある方などに、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」などの高齢者の財産と権利を守る制度をご案内し、必要に応じて手続きのお手伝いをします

●高齢者虐待についての通報・相談窓口となっています

●悪質な詐欺商法や消費者金融、消費者被害の防止などさまざまな権利に関する問題に対応します

■自立した生活が続けられるように支援します

●介護保険の該当にならない方についても、個々に応じた町のサービスや健康づくりの催しなどをご案内します

●要支援1・2、介護予防・生活支援サービス事業対象の方に対して、できる限り自立した生活を続けられるように、介護予防プランを作成します

■さまざまな方面からみなさんを支えます

- みなさんにとって暮らしやすい地域にするため、さまざまな専門職の人たちと協力し、連携をとりながらみなさんの生活を応援します

②憩いのサロン

憩いのサロンは、介護予防を目的におおむね65歳以上の方の身近な健康づくりの場として、各会場でそれぞれ月1～2回開催しています。体操や脳トレなど、毎回楽しい行事を計画しています。

- 対 象 おおむね65歳以上で、身の回りのことがご自分でできる方
- 会場・開催日 ※祝日や行事等の都合により、日時が変更になることがあります

会 場	日 時
大足会場（大足老人憩の家）	毎月第3火曜日 13時30分～15時00分
玉貫会場（玉貫老人憩の家）	毎月第2木曜日 13時30分～15時00分
上ヶ会場（上ヶ公民館）	毎月第4水曜日 10時00分～11時30分
馬場会場（砂川会館）	毎月第1木曜日 毎月第3木曜日 13時30分～15時00分
富貴会場（富貴公民館）	毎月第1火曜日 13時30分～14時30分
東大高会場（東大高公民館）	毎月第2火曜日 13時30分～14時30分
北山会場（くすのきの里）	毎月第3月曜日 10時00分～11時30分
下門会場（下門区公民館）	毎月第1月曜日 10時00分～11時00分
小迎会場（小迎公民館）	毎月第3火曜日 10時00分～11時30分
中山会場（中山公民館）	毎月第3金曜日 10時00分～11時30分
市場会場（市場公民館）	毎月第4土曜日 13時30分～14時30分
緑会場（緑区区民館）	毎月第4金曜日 13時30分～14時30分
富貴市場会場（富貴市場公民館）	毎月第3水曜日 13時30分～14時30分
玉東会場（日油武豊クラブ）	毎月第2金曜日 14時00分～15時30分

- 参加方法 申込みは不要
開所時間内の都合の良い時間で、自由に参加できます
どの会場でも、いくつの会場でも利用することができます
- 参加費 一人1回100円（茶菓子代）
- 問合せ 地域包括支援センター 74-3305

③ 体操サロン・体操グループ

体操サロン・体操グループは、地域の方たちと気軽に運動が続けられる場として町内3会場で定期的に開催しています。

65才以上の方向けのストレッチ体操等、気軽に楽しくできる体操です。

- **対 象** おおむね65歳以上で、医師から運動等の制限をされていない方（血圧が高め等体調に不安のある方、通院中の方はあらかじめ主治医と相談してください）

- **会場・開催日** ※祝日や行事等の都合により、日時や開催方法が変更になる場合があります

会 場	日 時
体操サロン玉貫会場 (玉貫老人憩の家)	毎月第1・3・5木曜日 10時00分～11時00分
体操サロン下門会場 (下門区公民館)	毎月第1・3・5木曜日 13時30分～14時30分
富貴体操グループ (富貴公民館)	毎月第2・4木曜日 10時00分～11時00分

- **参加方法** 申込みは不要

どの会場でも、いくつでも利用することができます

- **参加費** 体操サロン玉貫会場・下門会場無料、富貴体操グループ100円/回

- **問 合 せ** 地域包括支援センター 74-3305

④ 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座は、認知症を発症した方やその家族を地域で支えるため、認知症について正しく学ぶための講座です。

- **対 象** 町内在住・在勤の方

- **内 容** 認知症に関する話、認知症への対応例の紹介など

- **会場・開催日** 詳細については「広報たけとよ」でお知らせします。出前講座は随時募集しています

- **参加方法** 事前に申込みが必要です

- **参加費** 無 料

- **問 合 せ** 地域包括支援センター 74-3305

⑤ 認知症迷い人SOS情報ネットワーク事業

認知症迷い人SOS情報ネットワーク事業は、認知症の方が行方不明になった場合に、地域の協力団体等へ迷い人の情報を速やかに配信することで、早期発見につなげるためのしくみです。

●問合せ 地域包括支援センター 74-3305

■ 迷い人の登録について

●対象 町内在住で認知症のため迷い人になる恐れのある方

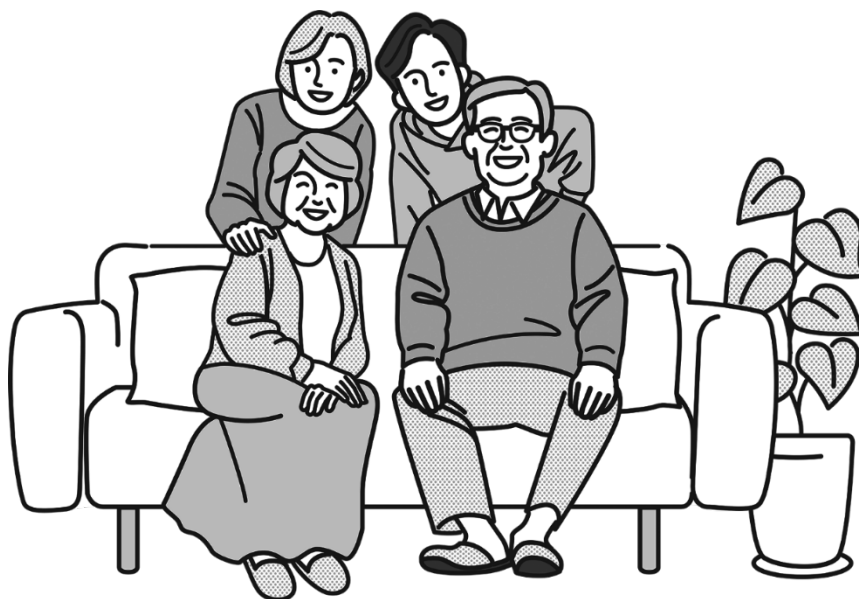
●登録費用 無料

※家族、成年後見人、施設職員、ケアマネジャー等による代理登録も可能です

■ 協力団体の登録について

●対象 企業や事業所、支店、団体等

●登録費用 無料



9. 障害福祉サービス等

障がい者・障がい児が安心して暮らすことができる社会の実現を目指すため、次のようなサービスがあります。

(1) 障害福祉サービス等の体系図

自立支援給付

介護給付（障害福祉サービス）

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

補装具費の支給

訓練等給付（障害福祉サービス）

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

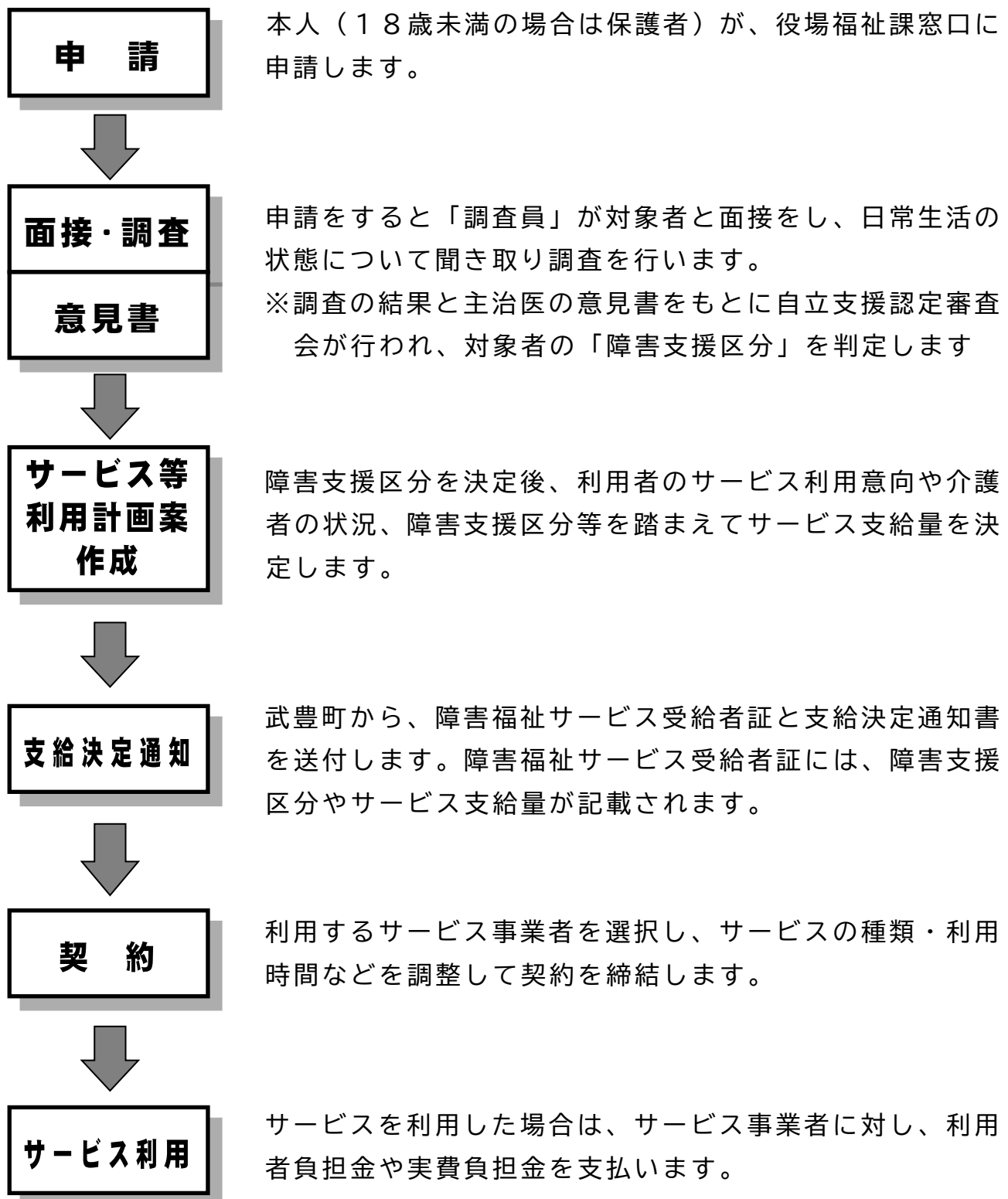
地域生活支援事業

- ・ 相談支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 移動支援事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 生活サポート事業
- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 地域移行のための安心生活支援事業
- など

児童福祉法による給付（障害児通所給付）

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

(2) 障害福祉サービス等の利用の流れ



- ※18歳未満の障がい児については障害支援区分の判定は行いません
- ※18歳以上の障がい者については利用するサービスにより障害支援区分の判定を必要としない場合があります
- ※支給決定に際して、サービス等利用計画（18歳未満の場合は、障害児支援利用計画）の提出が必要です

①利用者負担の上限

サービスの利用者負担は、原則1割負担です。(ただし、所得に応じて負担上限額の設定や、高額障害福祉サービス費による軽減措置が設けてあります) また、食費や光熱水費等は、利用者負担とは別に実費負担となります。(ただし、減免措置が講じられる場合があります)

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、以下のとおりです。

●所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

②月ごとの利用者負担上限

サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

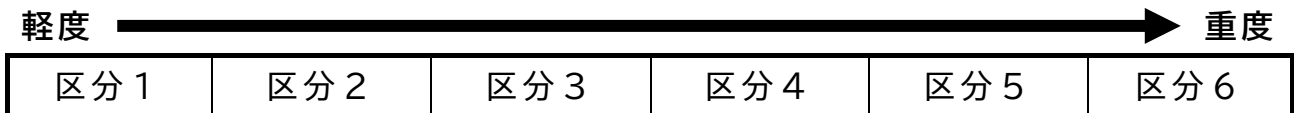
区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1 (障がい者)	市町村民税課税世帯 例) 所得割が16万円未満の、収入が概ね600万円以下の世帯 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く		9,300円
一般1 (障がい児)	市町村民税課税世帯 例) 所得割が28万円未満の、収入が概ね890万円以下の世帯	通所施設 ホームヘルプ 利用の場合	4,600円
		入所施設 利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

●問 合 せ 役 場 福 祉 課 7 2 - 1 1 1 1

(3) 障害支援区分

障害支援区分は、障害者手帳の等級とは異なるものです。

この区分は、障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するためのもので、サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。区分は、区分1から区分6まであり、区分6が最重度となります。



※認定が必要になるのは、18歳以上の障がい者を対象とした「介護給付」サービスを利用される方と共同生活援助利用者です。「訓練等給付」サービス(共同生活援助利用者のうち、入浴・排せつまたは食事等の介護を伴う場合を除く)を利用される場合や18歳未満の児童は必要ありません

(4) 介護給付

① 居宅介護 (ホームヘルプ)

- 内容
 - ① 家事援助：調理・洗濯・掃除等の介助
 - ② 身体介護：入浴・排せつ・食事等の介助（利用者本人と一緒に掃除や調理を行う場合は「身体介護」になります）
 - ③ 通院介助：通院や官公署での手続きのための屋内外における移動の介助
- 対象 障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する心身状況の方）
※通院介助（身体介護を伴う）の場合は、次の全ての条件を満たすこと
 - ① 障害支援区分2以上
 - ② 障害支援区分の調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」いずれかで支援等が必要な状態

② 重度訪問介護

- 内容 重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする方を対象に、居宅で食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。また、入院中の医療機関において、医療従事者に適切な支援方法の伝達等の支援を行います
- 対象 障害支援区分4以上（病院、介護老人保健施設等に入院または入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上）であって、以下のいずれかの要件を満たす方
 - ① 二肢以上に麻痺があり、障害支援区分の調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外であること
 - ② 障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上であること

③ 同行援護

- 内容 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
- 対象 同行援護アセスメント調査票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である方

④ 行動援護

- 内容 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方を対象に、利用者が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、移動中の介護を行います
- 対象 障害支援区分3以上の知的障がい・精神障がいがある方で常に介護を必要とする方
 - ※ 障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上（障がい児はこれに相当する心身状況の方）であること

⑤ 重度障害者等包括支援

- 内容 常時介護を必要とする重度障がい者に複数のサービスを組み合わせ、包括的に支援します
- 対象 意思疎通に著しい困難を有する障害支援区分6の方で、以下のいずれかに該当する方（障がい児はこれに相当する心身状況の方）
 - ① 重度訪問介護の対象であって四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態で人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
 - ② 重度訪問介護の対象であって四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態の最重度の知的障がいの方
 - ③ 障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の方

⑥ 短期入所（ショートステイ）

- 内容 介護者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の施設入所を必要とする方に、施設において入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います
- 対象 障害支援区分1以上（障がい児は、必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分が1以上）

⑦ 療養介護

- 内容 常時介護を要する方に、主として昼間に病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行います
- 対象
 - ◎ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方
 - ◎ 筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方

⑧生活介護

- 内 容 常時介護等の支援が必要な方に、主として昼間に、施設において身体的な介護、家事に関する援助、生活等に関する相談助言、その他の日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のための必要な援助を行います
- 対 象 ◎50歳以上 ⇒ 通所者は障害支援区分2以上・入所者は障害支援区分3以上
◎50歳未満 ⇒ 通所者は障害支援区分3以上・入所者は障害支援区分4以上

⑨施設入所支援

- 内 容 施設入所する方に、主として夜間や休日に身体的な介護、生活等に関する相談助言、その他日常生活上の支援を行います
- 対 象 ①「生活介護」利用者の場合
◎50歳以上 ⇒ 障害支援区分3以上
◎50歳未満 ⇒ 障害支援区分4以上
②「自立訓練」または「就労移行支援」利用者
◎入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的だと認められる方
◎地域におけるサービス提供体制などのやむを得ない事情により通所によって訓練等を受けることが困難な方

(5) 訓練等給付

①自立訓練（機能訓練）

- 内 容 障がい者の方に、障害者支援施設・サービス事業所・居宅への訪問で、理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション、生活等に関する相談助言を行います
- 対 象 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者

② 自立訓練（生活訓練）

- 内容 障がい者の方に、障害者支援施設・サービス事業所・居宅への訪問で、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談助言を行います
- 対象 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者

③ 就労移行支援

- 内容 企業などへの就労を希望する方に、就労に向けたさまざまな支援を行います。標準利用期間は原則として24カ月です
- 対象 企業などへ雇用されることが見込まれる、65歳未満の障がい者または65歳以上の障がい者
 - ① 単独で就労が困難なため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先への紹介等の支援が必要な方
 - ② あん摩マッサージ指圧・はり・灸の資格を取得することにより、就労を希望される方※ただし、65歳以上の方は利用できない場合があります。

④ 就労継続支援 A 型

- 内容 企業などで就労することが困難な方に、働きながら就労訓練を行うため、利用者と障害福祉サービス提供者が雇用契約を結び、生産活動や就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います
- 対象 雇用契約により継続的に就労可能な65歳未満の障がい者または65歳以上の障がい者
 - ① 「就労移行支援事業」を利用したが企業などの雇用に結びつかなかった方
 - ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用には結びつかなかった方
 - ③ 今までに就労経験がある方で、現に雇用関係がない方※ただし、65歳以上の方には利用できない場合があります

⑤ 就労継続支援 B 型

- 内 容 企業などで就労することが困難な方に、働きながら就労訓練を行うため、生産活動や就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。利用者と障害福祉サービス提供者は雇用契約を結びません
- 対 象 ① 就労経験がある方で、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難な方
② 50歳に達している方または障害基礎年金 1 級受給の方
③ ①・②に該当しない方で就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている方

⑥ 就労定着支援

- 内 容 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整等の支援を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等を行います
- 対 象 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労を継続している期間が 6 月を経過した障がい者

⑦ 自立生活援助

- 内 容 本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行います
- 対 象 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者または居宅において単身であるため、若しくはその家族と同居している場合であっても、居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対し、支援が見込めない状況にある障がい者

⑧ 共同生活援助（グループホーム）

- 内 容 主として夜間において共同生活を営む住居（グループホーム）で、相談・その他日常生活上の援助を行います
- 対 象 身体障がい者（65歳未満または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス等の利用経験がある者に限る）・知的障がい者・精神障がい者
※入浴・排せつまたは食事等の介護の提供希望者は障害支援区分の認定が必要

（6）補装具費支給制度

身体に障がいのある方に、身体機能を補うための用具の購入・修理・貸与に要した費用の一部または全部を支給します。

- 対 象 身体に障がいのある方で、障がいに関わる補装具の交付または修理の必要な方
- 補装具の種類 ◎視覚障がい 盲人安全杖・眼鏡・義眼
◎聴覚障がい 補聴器・人工内耳（修理のみ）
◎肢体不自由 義肢・装具・車いす・歩行器・歩行補助つえなど
- 費 用 利用者負担は、原則1割負担
※所得に応じて一定の負担上限を設定
※所得を判断する際の世帯の範囲は障害福祉サービスと同じ（P53）

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

- 手 続 き 申請時期や提出書類については、福祉課にご確認ください
※支給決定後に補装具を購入してください
- 問 合 せ 役場 福祉課 72-1111

(7) 自立支援医療

障がいのある方や、治療する必要のある疾病・疾患のある方が、医療を受ける場合に、医療費が助成されます。精神通院医療、育成医療、更生医療に分かれており、それぞれ対象の障がいや、疾病・疾患があります。

- **手 続 き** 申請時期や提出書類については、福祉課にご確認ください
- **費 用** 原則として医療費の1割が自己負担になります。ただし、所得に応じて負担上限月額を設定しています



※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり

① 疾病、病状等から対象となる方

◎ 更生医療・育成医療：腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）

◎ 精神通院医療：統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者または集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方。医療保険の多数該当の方

※2 経過的特例が適用される場合があります

- **問 合 せ 役 場** 福祉課 72-1111

(8) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業です。

① 相談支援事業

障がいのある方や保護者・介護者からの相談に応じ、必要な情報提供等の助言・援助を行います。知多南部3町（武豊・美浜・南知多）では、下記団体に委託しています。相談料は無料です。

◎ゆめじろう相談支援事業所（受付時間 9時00分～17時00分）

所在地：武豊町大字富貴字外面85-2（名鉄富貴駅より徒歩4分）

電話：72-6464

◎知多南部障害者地域生活支援センターわっぱる（受付時間 9時00分～17時00分）

所在地：武豊町大字富貴字小桜176-1（名鉄富貴駅より徒歩5分）

電話：73-3201

② 日常生活用具給付等事業

障がいのある方に対し、日常生活を過ごしやすくするための用具の給付または貸与を行います。

●対象 身体障害者手帳、療育手帳の所持者で重度障がいの方。ただし、障がいの等級などにより給付または貸与が受けられない場合があります

●用具の種類

用具名	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など
住宅改修	手すり取付け改修など

- 費用 利用者負担は、原則1割負担（基準額を超過する分は利用者負担）
 ※所得に応じて一定の負担上限を設定
 （補装具費支給制度と同基準）
 ※支給決定後に日常生活用具を購入してください
- 問合せ 役場 福祉課 72-1111

③移動支援事業

屋外での移動が困難な身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方に対し、外出における移動支援を行います。

④生活サポート事業

障害支援区分が区分1から6のいずれにも該当しない障がいのある方に対し、必要に応じ日常生活に関する支援・家事に対する援助を行います。

⑤意思疎通支援事業

聴覚障がい等のため、意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。

- 対象 聴覚障がい等があり、手話通訳者や要約筆記者を必要とする方
- 内容 公的機関や病院などに出かける場合、またはいろいろな相談や手続きなどを行う場合
- 費用 無料
- 手続き 事前に役場福祉課へ申請が必要です
- 問合せ 役場 福祉課 72-1111

⑥地域活動支援センター

障がいのある方の居場所作り、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等を図る施設です。

⑦日中一時支援事業

①日帰りショートステイ事業

短期入所事業所で、日中の見守り等の支援（日帰り）を行います。

②日中障害者デイサービス事業

障がいのある方が通い、創作的活動または生産活動の提供・社会との交流等を図ります。

⑧訪問入浴サービス事業

在宅で長期にわたり入浴できない重度の障がいのある方等に対し、移動入浴車を家庭に派遣し入浴サービスを行います。

- 対象
 - ◎身体障害者手帳の所持者で重度の障がいのある方
 - ◎障害支援区分4以上の方
 - ◎介護保険法に基づく訪問入浴介護が受けられない方
 - ◎感染性疾患のない方
 - ◎その他利用が適当と認められる方

- 入浴実施回数 1週間に2回以内

⑨地域移行のための安心生活支援事業

①体験的宿泊

地域生活への移行や親元からの自立・地域でのひとり暮らしに向けた体験的な宿泊を行います。

②緊急一時的宿泊

本人の体調不良や介護者または保護者の急病等の緊急時、一時的な受入れを行います。

◆移動支援・生活サポート・日中一時支援・訪問入浴サービス・

地域移行のための安心生活支援事業について

- 手続き 介護給付等と同様に利用申請が必要です
- 費用 原則1割の自己負担があります
- 問合せ 役場 福祉課 72-1111

(9) 障害児通所給付

障害児通所給付は、18歳未満の障がい児を対象とするサービスです。

※幼児無償化に伴い③以外のサービスについて、小学校就学前3年間利用者負担上限額が無料となります

① 児童発達支援

就学前の障がい児を対象として、児童発達支援センター等において、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能障がい(肢体不自由)のある児童を対象として、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

小学校から高校までの在学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等を実施したり、居場所づくりを行います。

④ 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある保育士等が、保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援、医療型児童発達支援放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象として居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

10. 保 健

保健センターでは、病気などの早期発見、現在の健康状態のチェック、健康管理のために、健康づくり事業・健診・相談などを行っています。

●問合せ 保健センター 72-2500

(1) 母子保健事業

① 妊娠したら

事業名	内 容
母子健康手帳の交付	母子の健康状態を記録する手帳です。 病院で発行された「妊娠届出書」をご持参いただき、交付します。
妊産婦・乳児健康診査受診票の交付	母子健康手帳交付時に、健診の補助券として、妊産婦・乳児健康診査受診票を交付します。
フレッシュパパママ教室（要予約）	妊婦さんとそのご家族を対象に、教室を開催しています。 妊娠中や出産後の生活に役立つ情報を提供します。
妊娠8か月サポートコール	妊娠8か月以降の皆さんに電話で体調や様子を聞かせていただき、安心して出産・育児にのぞめるようサポートします。
妊産婦タクシー料金助成	母子健康手帳交付時に、希望される妊婦さんに1万円分のタクシー券をお渡しします。
たけとよベビー応援金（出産・子育て応援交付金）	妊婦さんとそのご家族を応援するための交付金です。 母子健康手帳の交付時、面談をうけた妊婦さんに5万円、出産後のお元気ですか訪問等で面談された方に出生児一人につき5万円を交付します。

② 子どもが生まれたら

事業名	内 容
お元気ですか訪問	生後2か月頃の赤ちゃんのお宅に保健師が訪問し、体重測定や産後のケア、予防接種の案内等を行います。
ベビークラス（お世話編・離乳食編）	月齢に合わせて、赤ちゃんとの関わり方や離乳食の進め方、赤ちゃんのホームケアについてお話します。座談会も設け、お母さん同士の交流の機会としています。

乳幼児健診等	3か月、7か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳のお子さんを対象に、身体計測や医師による診察、歯科健診等を行います。
育児相談（要予約）	臨床心理士による心理相談、栄養士による栄養相談も行っています。

※養育医療給付制度については18ページをご覧ください

（２）予防接種事業

予防接種は、原則町内の予防接種実施医療機関で接種します。予診票は医療機関にあります。対象年齢・接種時期がきたら、医療機関にご予約の上接種してください。かかりつけ医が町外で、町内医療機関で接種ができない場合などは、事前に保健センターへお問合せください。

① 大人の予防接種

【定期予防接種ワクチン】

高齢者肺炎球菌（23価）

- 対象 今までに一度も接種をしたことがない方で、下記のいずれかに該当する方
 - ①65歳の方
 - ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能に重い病気のある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能障害がある方で、身体障害者手帳1級程度の方

高齢者インフルエンザ

- 対象 下記のいずれかに該当する方
 - ①65歳以上
 - ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能に重い病気のある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能障害がある方で、身体障害者手帳1級程度の方

【任意予防接種ワクチン】

高齢者肺炎球菌（23価）

- 対象 今までに一度も接種をしたことがない方で、下記のいずれかに

に該当する方

①75歳以上の方

②65歳以上75歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能に重い病
気のある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能障
害がある方で、身体障害者手帳1級程度の方

②子どもの予防接種

「予防接種とこどもの健康」の冊子をよく読み、ワクチンについて理解をし
た上で接種してください。

【定期予防接種ワクチン】

ヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、4種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・
不活性ポリオ）、BCG、麻しん・風しん混合、水痘（水ぼうそう）、日本脳
炎、2種混合（ジフテリア・破傷風）、子宮頸がん予防、ロタ

（3）健康増進事業

①がん検診

広報やホームページ、保健センター窓口で配布している日程を参考に、検診
を受けてください。年齢はがん検診を受ける年度の4月1日時点が基準です。

検診名	内 容	対 象
前立腺がん検診	血液検査（PSA検査※）	50歳以上【男性】
メンズミニドック	胃がん検診と前立腺がん検診 のセット	50歳以上【男性】
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	20歳以上【女性】
乳がん検診	視触診 フィルムマンモグラフィー	30歳以上【女性】
レディースミニドック	子宮頸がん検診と乳がん検診 のセット	30歳以上【女性】
胃がん検診	胃部X線撮影（バリウム検査）	40歳以上【男女】
大腸がん検診	便潜血反応検査（検便検査）	40歳以上【男女】
肺がん・結核検査	胸部レントゲン撮影	39歳以上【男女】

喀痰検査（胸部レントゲン 問診時に、該当する方のみ）	喀痰の細胞検査	50歳以上【男女】
-------------------------------	---------	-----------

※P S A：前立腺特異抗原の略語

② その他の検診

検診名	内 容
あおば健診	18歳～39歳（年度末時点での年齢）の方を対象に、職場・学校等で健康診断を受ける機会のない方の健診を実施しています。
歯周病検診	年度中に、35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳に達する方に受診ハガキを郵送します。職場等で検診を受ける機会がない方はご利用ください。
肝炎ウイルス検査	年度中に40歳に達する方に受診ハガキを郵送します。
特定健診	国民健康保険の被保険者で、年度中に40歳に達する方と、それ以上の年齢の方に受診票を郵送します。
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度の被保険者が対象です。対象者には受診票を郵送します。

※健康相談については1ページをご覧ください

③ がんに関する支援事業

事業名	内 容
がん患者アピアランスケア支援事業	がん患者の方の経済的負担の軽減と身体的・精神的負担や社会生活上の不安を和らげ、がんになっても安心して暮らすことができるよう、アピアランスケア用品（ウィッグ・乳房補整具）購入費用の半額2万円を上限に助成します。
若年がん患者在宅療養支援事業	40歳未満の末期のがん患者の方が、住み慣れた自宅で療養生活が送れるよう、介護保険に準ずる在宅療養の費用（手すり、腰掛便座等）の一部を1か月54,000円を上限に助成します。

施設・事業所情報

【子どものための施設】

保育園・子ども園

南保育園	73
富貴保育園	73
北保育園	74
西保育園	74
六貫山保育園	75
中山保育園	75
東大高保育園	76
わかば保育園	76
このみ保育園	77
北中根こども園	77

子育て支援センター

武豊町北部子育て支援センター「すくすく」	78
武豊町南部子育て支援センター「わくわく」	78
北中根子育て支援センター	79

たけとよファミリー・サポート・センター

児童館

長尾児童館	80
くすのき児童館	80
おおし児童館	80
富貴児童館	80

児童クラブ

武豊児童クラブ	81
緑丘児童クラブ	81
衣浦児童クラブ	81
富貴児童クラブ	81

【高齢者のための施設】

老人憩の家

大足老人憩の家	82
玉貴老人憩の家	82

高齢者生きがいセンター

シルバー人材センター

ケアハウス武豊

【介護保険関連】

居宅介護支援

さざん花	84
ケアシスケアプランニングステーション	84
ケアプランセンター石川	85
ケアプランセンター榊原	85
ケアマネージャー事務所 よかった	86
武豊社協指定居宅介護支援事業所	86
武豊福寿園ケアプランセンター	87
NPO法人ゆめじろう	87
ケアプランセンターcotori	88

介護予防支援

武豊町地域包括支援センター	89
---------------	----

訪問（予防）介護・総合事業（訪問型サービス）

ケアシス訪問介護ステーション	90
武豊社協ヘルプーステーション	90
武豊福寿園ヘルパーセンター	91
NPO法人ゆめじろう	91
ヘルプーステーション石川	92
ヘルプーステーション榊原	92
ヘルプーステーション アムール知多	93
（総合事業未対応）	
ヘルプーステーション ジェイケア	93
ソワン生活支援事業所	94

訪問看護

ケアシス訪問看護ステーション	95
ナースステーション アムール知多	95
杉石病院	96
よかった訪問看護ステーション	96
ゆう訪問看護ステーション	97
ナースステーション ジェイケア	97
キョーワ訪問看護リハビリテーション	
寄り添い屋 武豊店	98

訪問リハビリテーション

石川病院	98
杉石病院	99
すこやかクリニック	99

榊原整形外科……………100
訪問リハビリセンター榊原……………100

通所（予防）介護・総合事業（通所型サービス）

くすのきの里デイサービスセンター・102
くすのきの里デイサービスセンター-通所型サービスA・102
武豊町デイサービスセンター砂川・103
武豊福寿園デイサービスセンター・103
デイサービス榊原……………104
なちゆるる武豊……………104
陽だまりデイサービス……………105
デイサービス花時計……………105
すこやかデイサービス……………106
よかった工房生きがいづくりデイサービス・106
スペシャル デイサロン メロディー・107
デイサービスゆいまーる……………107

通所リハビリテーション

おあしす……………108
介護老人保健施設榊原通所リハビリテーション・108

短時間通所リハビリテーション

杉石病院……………109
榊原整形外科短時間通所リハビリテーション・109

短期入所療養介護

介護老人保健施設 榊原……………110

介護老人保健施設

介護老人保健施設 榊原……………110

短期入所生活介護

くすのきの里ショートステイセンター・110
武豊福寿園ショートステイセンター・111

介護老人福祉施設

特別養護老人ホームくすのきの里…110
特別養護老人ホーム武豊福寿園…111

福祉用具貸与/特定福祉用具販売

福祉・介護用品ウィル……………101
福祉用具貸与事業所ジェイケア…101

特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホーム 武豊の憩…111
ひだまりの郷 たけとよ……………112

認知症対応型共同生活介護

グループホーム石川……………112
グループホーム若宮……………113
グループホーム砂川……………113

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能 ひだまりの郷たけとよ…114

【障がい関連】

居宅介護

武豊福寿園ヘルパーセンター……………89
ケアシス訪問介護ステーション…90
武豊社協ヘルパーステーション…90
NPO法人ゆめじろう……………91
ソワン生活支援事業所……………94

行動援護

NPO法人ゆめじろう……………91

生活介護

すこやかデイサービス……………106
生活介護WORK ON……………119
ひるじろう……………120
生活介護スマイル……………120
多賀授産所……………121
旬菜耕房ほがらか……………121

就労継続支援A型

タッチホープ……………119

就労継続支援B型

ひるじろう……………120
多賀授産所……………121
みらいワークス……………122
旬菜耕房ほがらか……………121
わっぱ知多共働事業所……………122

共同生活援助

サンワコーポ……………123
共同生活体知多……………123
グループホームぬくもりのさと武豊…124

TAKETOYO BASE……………124
ほたるの里 知多たけとよ……………125

武豊町保健センター……………126

武豊町社会福祉協議会……………126

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

ゆめじろう相談支援事業所……………114
知多南部障害者地域生活支援センター
わっぱる……………115
武豊社協障がい相談支援センター…115
あおぞら園……………116

相談支援事業・指定一般相談支援事業

ゆめじろう相談支援事業所……………114
知多南部障害者地域生活支援センター
わっぱる……………115

移動支援

ケアシス訪問介護ステーション…90
武豊社協ヘルパーステーション…90
NPO法人ゆめじろう……………91
ソワン生活支援事業所……………94

生活サポート

武豊社協ヘルパーステーション…90

地域活動支援センター

地域活動支援センターひろばわっぱる・118

児童発達支援

あおぞら園……………116
こども発達サポートセンターぽかぽか…116

放課後等デイサービス

こども発達サポートセンターぽかぽか…114
ほっぷ……………117
びいーぼ……………117
よかったねクラブ……………118

保育所等訪問支援

あおぞら園……………116

【その他施設】

武豊町役場……………126

南保育園

種 別：保育園

所 在 地：470-2502 武豊町字明神戸 59

連 絡 先：電話／72-0327 FAX／72-0327

対 象：1歳児～

定 員：83名

設置団体：武豊町

《保育時間・特別保育》

平常保育	8:00～16:00（短時間認定）
	8:00～19:00（標準時間認定）
	8:30～14:30（1号認定） （土曜は12時まで）
早朝保育	7:30～8:00
平日延長保育	16:00～19:00
土曜延長保育	12:00～13:00
一時的保育	—
障がい児保育	実施しています



富貴保育園

種 別：保育園

所 在 地：470-2531 武豊町大字富貴字道兼 50-1

連 絡 先：電話／72-0841 FAX／72-0841

対 象：1歳児～

定 員：155名

設置団体：武豊町

《保育時間・特別保育》

平常保育	8:00～16:00（短時間認定）
	8:00～19:00（標準時間認定）
	8:30～14:30（1号認定） （土曜は12時まで）
早朝保育	7:30～8:00
平日延長保育	16:00～19:00
土曜延長保育	12:00～13:00
一時的保育	—
障がい児保育	実施しています



北保育園

種 別：保育園
 所 在 地：470-2317 武豊町字砂川一丁目 43
 連 絡 先：電話／72-0467 FAX／72-0467
 対 象：0歳児（6か月以上）～
 定 員：197名
 設置団体：武豊町



《保育時間・特別保育》

平常保育	8:00～16:00（短時間認定） 8:00～19:00（標準時間認定） 8:30～14:30（1号認定） （土曜は12時まで）
早朝保育	7:30～8:00
平日延長保育	16:00～19:00
土曜延長保育	12:00～13:00
一時的保育	—
障がい児保育	実施しています



西保育園

種 別：保育園
 所 在 地：470-2334 武豊町字中根四丁目 50
 連 絡 先：電話／72-0443 FAX／72-0443
 対 象：0歳児（6か月以上）～
 定 員：221名
 設置団体：武豊町



《保育時間・特別保育》

平常保育	8:00～16:00（短時間認定） 8:00～19:00（標準時間認定） 8:30～14:30（1号認定） （土曜は12時まで）
早朝保育	7:30～8:00
平日延長保育	16:00～19:00
土曜延長保育	12:00～19:00
一時的保育	実施しています
障がい児保育	実施しています



六貫山保育園

種 別：保育園
 所 在 地：470-2362 武豊町字六貫山一丁目 61
 連 絡 先：電話／72-1762 FAX／72-1778
 対 象：0歳児（6か月以上）～
 定 員：219名
 設置団体：武豊町



《保育時間・特別保育》

平常保育	8:00～16:00（短時間認定） 8:00～19:00（標準時間認定） 8:30～14:30（1号認定） （土曜は12時まで）
早朝保育	7:30～8:00
平日延長保育	16:00～19:00
土曜延長保育	12:00～13:00
一時的保育	—
障がい児保育	実施しています



中山保育園

種 別：保育園
 所 在 地：470-2304 武豊町字平井田 10-17
 連 絡 先：電話／72-0141 FAX／72-0141
 対 象：0歳児（6か月以上）～
 定 員：216名
 設置団体：武豊町



《保育時間・特別保育》

平常保育	8:00～16:00（短時間認定） 8:00～19:00（標準時間認定） 8:30～14:30（1号認定） （土曜は12時まで）
早朝保育	7:30～8:00
平日延長保育	16:00～19:00
土曜延長保育	12:00～13:00
一時的保育	—
障がい児保育	実施しています



東大高保育園

種 別：保育園
 所 在 地：470-2521 武豊町大字東大高字池下 10
 連 絡 先：電話／72-1354 FAX／72-1354
 対 象：1歳児～
 定 員：95名
 設置団体：武豊町



《保育時間・特別保育》

平常保育	8:00～16:00（短時間認定） 8:00～19:00（標準時間認定） 8:30～14:30（1号認定） （土曜は12時まで）
早朝保育	7:30～8:00
平日延長保育	16:00～19:00
土曜延長保育	12:00～13:00
一時的保育	—
障がい児保育	実施しています



わかば保育園

種 別：保育園
 所 在 地：470-2553 武豊町字四畝 58-1
 連 絡 先：電話／73-3996 FAX／73-3996
 対 象：1歳児～
 定 員：87名
 設置団体：武豊町



《保育時間・特別保育》

平常保育	8:00～16:00（短時間認定） 8:00～19:00（標準時間認定） 8:30～14:30（1号認定） （土曜は12時まで）
早朝保育	7:30～8:00
平日延長保育	16:00～19:00
土曜延長保育	12:00～13:00
一時的保育	—
障がい児保育	実施しています



このみ保育園

種 別：保育園

所 在 地：470-2309 武豊町梨子ノ木 9-782

連 絡 先：電話／72-1071 FAX／73-2644

対 象：0歳児（6か月以上）～2歳児

設置団体：NPO法人プレママクラブ

《保育時間・特別保育》

平常保育	8:00～16:00（短時間認定） 8:00～16:00（標準時間認定） （土曜は12時まで）
早朝保育	7時30分～8時00分
平日延長保育	16時00分～19時00分
土曜延長保育	12:00～13:00
一時的保育	—
障がい児保育	—



北中根こども園

種 別：認定こども園

所 在 地：470-2385 武豊町字北中根六丁目 6

連 絡 先：電話・FAX／84-1133

対 象：0歳児（6か月以上）～

設置団体：社会福祉法人 知多学園

《保育時間・特別保育》

平常保育	8:00～16:00（短時間認定） 8:00～19:00（標準時間認定） 8:30～14:30（幼稚園部） （土曜は12時まで）
早朝保育	7時30分～8時00分
平日延長保育	16時00分～19時00分
土曜延長保育	12:00～19:00
一時的保育	実施しています
障がい児保育	実施しています



武豊町北部子育て支援センター「すくすく」

種 別：子育て支援センター

所 在 地：470-2317

武豊町字砂川一丁目 43（北保育園内）

連 絡 先：電話／73-8714 FAX／73-8714

開 館 時 間：9 時 00 分～11 時 30 分

13 時 00 分～15 時 30 分

※車でお越しの方は 15 時 00 分まで

休 館 日：土曜・日曜・祝日、保育園の休みの日、
保育園卒園式から 3 日間、年末年始

設 置 団 体：武豊町



武豊町南部子育て支援センター「わくわく」

種 別：子育て支援センター

所 在 地：470-2531

武豊町大字富貴字外面 77

連 絡 先：電話／72-0778 FAX／72-0778

開 館 時 間：9 時 00 分～11 時 30 分

13 時 00 分～15 時 30 分

休 館 日：土曜・日曜・祝日、保育園の休みの日、
保育園卒園式翌日から 3 日間、年末年始

設 置 団 体：武豊町



北中根子育て支援センター

種 別：子育て支援センター

所 在 地：470-2385

武豊町字北中根六丁目 6 番地

連 絡 先：電話／84-1134

開館時間：9時15分～12時15分

13時00分～15時00分

休 館 日：土曜・日曜・祝日、その他設置団体が定める日

設置団体：社会福祉法人知多学園



たけとよファミリー・サポート・センター

種 別：ファミリーサポートセンター

所 在 地：470-2531

武豊町大字富貴字外面 77

連 絡 先：電話／74-0512 FAX／74-0512

業 務 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

業 務 時 間：8時30分～17時15分

設置団体：武豊町



長尾児童館

種 別：児童館

所 在 地：470-2336

武豊町字山ノ神 135-1

電 話：73-4841

開館時間：10時00分～17時00分

休館日：月曜日、祝日の翌日、年末年始 設置団体：武豊町



くすのき児童館

種 別：児童館

所 在 地：470-2358

武豊町字楠四丁目 25

電 話：73-6500

開館時間：10時00分～17時00分

休館日：月曜日、祝日の翌日、年末年始 設置団体：武豊町



おおあし児童館

種 別：児童館

所 在 地：470-2507

武豊町字平海道 78-1

電 話：73-8181

開館時間：10時00分～17時00分

休館日：月曜日、祝日の翌日、年末年始 設置団体：武豊町



富貴児童館

種 別：児童館

所 在 地：470-2531

武豊町大字富貴字外面 77

電 話：72-0778

開館時間：10時00分～17時00分

休館日：月曜日、祝日の翌日、年末年始 設置団体：武豊町



武豊児童クラブ

種 別：児童クラブ

所 在 地：470-2333

武豊町字高野前1（武豊小学校地内）

電 話：72-0885

お 休 み：日曜・祝日・お盆・年末年始、台風等による臨時休校日

設置団体：武豊町



緑丘児童クラブ

種 別：児童クラブ

所 在 地：470-2389

武豊町字長宗一丁目1（緑丘小学校地内）

電 話：72-6220

お 休 み：日曜・祝日・お盆・年末年始、台風等による臨時休校日

設置団体：武豊町



衣浦児童クラブ

種 別：児童クラブ

所 在 地：470-2541

武豊町字目堀36（衣浦小学校地内）

電 話：73-6453

お 休 み：日曜・祝日・お盆・年末年始、台風等による臨時休校日

設置団体：武豊町



富貴児童クラブ

種 別：児童クラブ

所 在 地：470-2531

武豊町大字富貴字外面77（富貴小学校グラウンド南）

電 話：72-0704

お 休 み：日曜・祝日・お盆・年末年始、台風等による臨時休校日

設置団体：武豊町



大足老人憩の家

種 類：老人憩の家
所 在 地：470-2508
武豊町字川脇 10-1
電 話：施 設／73-5000
管 理 人／090-1984-2887（山下）
開 館 日：年中無休（要予約制）
設 置 団 体：武豊町



玉貫老人憩の家

種 類：老人憩の家
所 在 地：470-2358
武豊町字楠四丁目 24-1
電 話：施 設／73-2510
管 理 人／090-6596-4418（村山）
開 館 日：年中無休（要予約制）
設 置 団 体：武豊町



高齢者生きがいセンター

所 在 地：470-2507
武豊町字平海道 76-1
連 絡 先：電話／73-4355（シルバー人材センター）
FAX／73-4338
業 務 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
設 置 団 体：武豊町



■ シルバー人材センター併設

シルバー人材センター

種 別：シルバー人材センター

所 在 地：470-2507 武豊町字平海道 76-1
(高齢者生きがいセンター内)

連 絡 先：電話／73-4355 FAX／73-4338

業 務 日：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

法 人 名 称：公益社団法人武豊町シルバー人材センター

備 考：

働く意欲のある高齢者に対して、臨時的かつ短期的または軽易な就業を提供し、高齢者の就業機会の拡大を行っています。



■ 高齢者生きがいセンター内

ケアハウス武豊

種 別：軽費老人ホーム

所 在 地：470-2521 武豊町大字東大高字鎮守 33-2

連 絡 先：電話／72-6511 FAX／72-6555

営 業 日：年中無休

営 業 時 間：8時30分～18時30分

受 付 時 間：8時30分～17時30分

法 人 名 称：社会福祉法人福寿園

備 考：

ケアハウス武豊は、入所者の方の安心・安全を第一に運営しています。入所対象者は、60歳以上で介護を必要としない自立された方(介護保険在宅サービスの利用は可)です。体験入居制度もありますので、ぜひご利用ください。



■ 武豊福寿園内

さざん花

種 別：居宅介護支援

《事業所番号：2375702335》

所在地：470-2544 武豊町字里中 177 番地 1

連絡先：電話／080-6929-0106 FAX／72-7886

営業日：月曜日～金曜日（年末年始を除く）

営業時間：8時45分～17時45分

受付時間：8時45分～17時45分

法人名称：有限会社和の街

備 考：

デイサービス内でこじんまりと対応している事業所です。いつまでもその人らしく暮らすことができるようにお手伝いさせていただきます。



ケアシスケアプランニングステーション

種 別：居宅介護支援

《事業所番号：2375700776》

所在地：470-2389 武豊町字長宗二丁目 32

連絡先：電話／71-0320 FAX／71-0310

営業日：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：9時00分～17時00分（土曜日は12時まで）

受付時間：9時00分～17時00分（土曜日は12時まで）

法人名称：医療法人マックス

備 考：

特定事業所加算2届出事業所。併設すこやかクリニック・訪問看護ステーション・訪問および通所リハビリをはじめ、在宅医療介護連携及び緊急時相談対応体制に努め、社会福祉士・管理栄養士・介護福祉士など資格を持つケアマネを配置して皆様の暮らしを支援します。



■ すこやかクリニック内

ケアプランセンター石川

種 別：居宅介護支援

《事業所番号：2375700487》

所在地：470-2331 武豊町字ヒジリ田 21-2

連絡先：電話／73-7400 FAX／74-1516

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：医療法人聖会

備 考：

ご本人やご家族の話をしっかり聞き、一緒に考え、自宅での生活が笑顔ですごせるように、支援していきます。



■石川病院南

ケアプランセンター榊原

種 別：居宅介護支援

《事業所番号：2375700735》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字西側 108-5

連絡先：電話／73-6821 FAX／73-6852

営業日：月曜日～土曜日（祝日・盆休み・年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時15分

受付時間：8時30分～17時15分（24時間電話対応可）

法人名称：医療法人榊原

備 考：

利用者様、御家族様の思いを尊重し、住み慣れたご自宅で、その人らしい在宅生活が継続できるよう、医療・介護の知識を駆使し援助させていただきます。ぜひ相談にいらしてください。



■介護老人保健施設榊原内

ケアマネージャー事務所 よかった

種 別：居宅介護支援

《事業所番号：2375701774》

所在地：470-2315 武豊町字中狭 41

連絡先：電話／84-2724

FAX／050-3730-2321

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：9時30分～17時30分

受付時間：9時30分～17時30分

法人名称：合同会社よかった

備 考：

介護保険のサービスを利用される方が、住み慣れた地域で生きてきて「よかった」と思える生活をより長く続けられるようにお手伝いさせていただきます。



武豊社協指定居宅介護支援事業所

種 別：居宅介護支援

《事業所番号：2375700131》

所在地：470-2392 武豊町字長尾山 2

連絡先：電話／73-3104 FAX／73-8377

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：9時00分～17時00分

受付時間：8時30分～17時15分

法人名称：社会福祉法人武豊町社会福祉協議会

備 考：

誰もが住み慣れた地域で、その人らしいくらしが続けられるよう、支援を行っています。

生活に関する様々な困りごとや福祉サービスに関する「相談」をお受けします。お気軽にお問合せください。



■ 武豊町思いやりセンター

武豊福寿園ケアプランセンター

種 別：居宅介護支援

《事業所番号：2375700222》

所在地：470-2521 武豊町大字東大高字鎮守 33-2

連絡先：電話／72-9511 FAX／72-6555

営業日：月曜日～土曜日（1/1～1/3を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：社会福祉法人福寿園

備 考：

施設併設の事業所です。住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、みなさまの笑顔づくりのお手伝いをさせていただきます。



■ 武豊福寿園内

NPO法人ゆめじろう

種 別：居宅介護支援

《事業所番号：2375700834》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字外面 85-2

連絡先：電話／72-2963 FAX／72-6454

営業日：月曜日～金曜日（祝日を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：NPO法人ゆめじろう

備 考：

介護保険制度だけではなく、他のサービスなども含めてご提案します。住み慣れた地域で、くらし続けられるように、ご本人やご家族と一緒に考えながら支援を行っています。



ケアプランセンターcotori

種 別：居宅介護支援

《事業所番号：2375702111》

所 在 地：470-2336 武豊町字山ノ神 123 番地 4

連 絡 先：電話／84-6511 FAX／84-6512

営 業 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営 業 時 間：9 時 00 分～17 時 00 分

受 付 時 間：9 時 00 分～17 時 00 分

法 人 名 称：合同会社 cotori

備 考：

独立型の居宅介護支援事業所です。利用者様に適した様々なサービスを提案いたします。ゆっくりお話をうかがいますので、ぜひご相談ください。



武豊町地域包括支援センター

種 別：介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

《事業所番号：2305700029》

所在地：470-2392 武豊町字長尾山 2

連絡先：電話／74-3305 FAX／74-3344

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

業務時間：8時30分～17時15分

受付時間：8時30分～17時15分

法人名称：社会福祉法人武豊町社会福祉協議会

備 考：

武豊町で暮らすおおむね65歳以上のみなさんを介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援するために設けられました。みなさんが住み慣れた地域で、すこやかに暮らせるようお手伝いさせていただく窓口です。



■ 武豊町思いやりセンター

武豊福寿園ヘルパーセンター

種 別：居宅介護

《事業所番号：2318400468》

所在地：470-2521 武豊町大字東大高字鎮守 33-2

連絡先：電話／72-9511 FAX／72-6555

営業日：年中無休（12/31～1/2を除く）

営業時間：8時00分～18時00分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：社会福祉法人福寿園

備 考：

住み慣れた地域での生活ができるように自立支援、生活支援の観点から利用者様の能力に応じた専門的な援助、支援を行います。身体障がい、知的障がい、精神障がいの方に対応できます。



ケアシス訪問介護ステーション

種 別：訪問介護・総合事業（訪問型サービス）

《事業所番号：2375700750》

居宅介護・移動支援

《事業所番号：2318400179》

所在地：470-2389 武豊町字長宗二丁目 32

連絡先：電話／71-0320 FAX／71-0310

営業日：月曜日～土曜日

営業時間：8時30分～17時00分

受付時間：8時30分～17時00分

法人名称：医療法人マックス

備 考：

住み慣れた地域で家族と一緒に過ごせ、一日一日を笑顔でその人らしく過ごせるように、経験豊かな介護職が何い一緒に喜び悲しみを分かち合える関係作りを大切に暮らしのお手伝い致します。

特定事業所加算Ⅰ



■すこやかクリニック内

武豊社協ヘルパーステーション

種 別：訪問介護

総合事業（訪問型サービス）

《事業所番号：2375700347》

居宅介護・移動支援・生活サポート

《事業所番号：2318400187》

子育て支援ヘルパー派遣事業、居宅生活支援ホームヘルパー事業

所在地：470-2392 武豊町字長尾山2

連絡先：電話／72-2790 FAX／72-2799

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

提供時間：8時30分～17時15分

※時間外、土日、祝日は相談に応じます

法人名称：社会福祉法人武豊町社会福祉協議会

備 考：

ご本人やご家族とともに誰もが住み慣れた地域で、その人らしいくらしが続けられるよう支援を行っています。さまざまな事業や関係機関・事業所と力を合わせて在宅生活を支援します。



■武豊町思いやりセンター内

武豊福寿園ヘルパーセンター

種 別：訪問介護（予防対応）・総合事業（訪問型サービス）

《事業所番号：2375700420》

所在地：470-2521 武豊町大字東大高字鎮守 33-2

連絡先：電話／72-9511 FAX／72-6555

営業日：年中無休（12/31～1/2を除く）

営業時間：8時00分～18時00分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：社会福祉法人福寿園

備 考：

武豊町、半田市、常滑市、美浜町の地域の方に対応させて頂いております。自立支援、生活支援の観点から利用者様の能力に応じて自立した日常生活が出来るように専門的な援助、支援を行います。



■ 武豊福寿園内

NPO法人ゆめじろう

種 別：訪問介護（予防対応）・総合事業（訪問型サービス〈Aを含む〉）

《事業所番号：2375700834》

居宅介護・行動援護・移動支援

《事業所番号：2318400096》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字外面 85-2

連絡先：電話／72-2963 FAX／72-6454

営業日：（介護）月曜日～土曜日（年末年始除く）

（障がい）年中無休（スタッフ研修日は除く）

営業時間：8時00分～18時00分（時間外は要相談）

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：NPO法人ゆめじろう

備 考：

住み慣れた場所で安心して暮らしたい。老若男女、障がいの有無に関係なく誰もが持つ想い。そんなあたり前のささやかな願いをゆめじろうは大切にしていきます。この街にいて良かった……誰もが実感できるように。



ヘルパーステーション石川

種 別：訪問介護（予防対応）・総合事業（訪問型サービス）

《事業所番号：2375700479》

所在地：470-2331 武豊町字ヒジリ田 21-2

連絡先：電話／73-7409 FAX／73-7409

営業日：月曜日～土曜日（日曜日は要相談）

※年末年始を除く

営業時間：8時30分～17時30分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：医療法人聖会

備 考：

私たち職員は、常に社会福祉に携わる者として利用者様の尊厳を守り、利用者様の立場に立ちながら業務に努めています。町内外を問わず訪問し、常に笑顔を忘れずに介護に努めます。



■石川病院南

ヘルパーステーション榎原

種 別：訪問介護（予防対応）・総合事業（訪問型サービス）

《事業所番号：2375700727》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字西側 108-5

連絡先：電話／73-6821 FAX／73-6852

営業日：月曜日～金曜日（祝日・盆休み・年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時15分

※時間外も相談に応じます

受付時間：8時30分～17時15分

法人名称：医療法人榎原

備 考：

住み慣れたご自宅で、ご利用者様おひとりおひとりの思いや、これまでの生活スタイルを大切にしながら日常生活のお手伝いをさせていただきます。



■介護老人保健施設榎原内

ヘルパーステーション アムール知多

種 別：訪問介護

《事業所番号：2375701899》

所在地：470-2302 武豊町字鹿ノ子田二丁目 107
プランタン 21 201号室

連絡先：電話／47-8316 FAX／89-9725

営業日：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：8時00分～17時00分

受付時間：8時00分～17時00分

法人名称：株式会社ケアフル

備 考：

訪問看護 ナースステーション アムール知多を併
設しています。



ヘルパーステーション ジェイケア

種 別：訪問介護

《事業所番号：2375702442》

所在地：470-2316 武豊町二ヶ崎一丁目 46番地
新和コーポ A棟 110号室

連絡先：電話／89-7931 FAX／89-7932

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：8時00分～17時00分

法人名称：株式会社ジェイケア

備 考：

明るい雰囲気の中で、笑顔あふれるケアを目指し、
経験豊かなスタッフが丁寧に対応しています。医療
職と連携を密にとっており、医療依存度の高い方でも
安心して利用していただけます。



ソワン生活支援事業所

種 別：訪問介護

《事業所番号：2375702483》

居宅介護

《事業所番号：2318400682》

所 在 地：470-2318 武豊町字豊成三丁目 138 番地

連 絡 先：電話／73-1766 FAX／73-1766

業 務 日：月曜日～金曜日 他要相談

法 人 名 称：S・A・S O I N S 合同会社

備 考：

介護タクシーを中心に活動しています。介護保険のもの、各会社保険、保険適応外等様々なものを行っているので、いろいろな相談にも答えられると思います。なので気軽にお問い合わせください。



ケアシス訪問看護ステーション

種 別：訪問看護（予防対応）

《事業所番号：2365790076》

所在地：470-2389 武豊町字長宗二丁目 32

連絡先：電話／71-0320 FAX／71-0310

営業日：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：9時00分～17時00分（土曜日は12時まで）

受付時間：9時00分～17時00分（土曜日は12時まで）

法人名称：医療法人マックス

備 考：

利用者様・ご家族様の想いに寄り添って、住み慣れた家でその方らしく過ごせるように支援します。人工呼吸器、気管切開、その他の医療機器・処置のある方、子どもからご高齢の方への訪問を行っています。24時間対応しています。



■すこやかクリニック内

ナースステーション アムール知多

種 別：訪問看護

《事業所番号：2365790142》

所在地：470-2302 武豊町字鹿ノ子田二丁目 107

プランタン 21 201号室

連絡先：電話／47-8316 FAX／89-9725

営業日：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：8時00分～17時00分

受付時間：8時00分～17時00分

法人名称：株式会社ケアフル

備 考：

訪問介護 ヘルパーステーション アムール知多を併設しています。



杉石病院

種 別：訪問看護（予防対応）

《事業所番号：2315701207》

所 在 地：470-2357 武豊町字向陽一丁目 117

連 絡 先：電話／72-1155 FAX／73-7456

営 業 日：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

営 業 時 間：9時00分～17時00分

（土曜日は12時15分まで）

受 付 時 間：9時00分～17時00分

（土曜日は12時15分まで）

法 人 名 称：医療法人赫和会

備 考：

病気や障害を持ちながら、住み慣れた地域でその人らしく安心して自宅での療養生活が送れるように支援します。主治医・外来と連携を図り、急な病態の変化でも安心して寄り添える看護を提供します。



よかった訪問看護ステーション

種 別：訪問看護（予防対応）

《事業所番号：2365790167》

所 在 地：470-2315 武豊町字中狭41番地

連 絡 先：電話／72-7731 FAX／84-2870

営 業 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営 業 時 間：9時30分～17時30分

受 付 時 間：9時30分～17時30分

法 人 名 称：合同会社よかった

備 考：

お子様からお年寄りまで医療ケアの必要な方に、看護とりハビリを提供します。住み慣れた地域で「よかった」と思える生活をお手伝いさせていただきます。介護保険も医療保険も対応いたします。



ゆう訪問看護ステーション

種 別：訪問看護（予防対応）

《事業所番号：2365790175》

所在地：470-2546 武豊町山起10番地ハイツ伊藤302号室

連絡先：電話／84-2607 FAX／84-2608

営業日：月曜日～金曜日

営業時間：9時00分～18時00分

受付時間：9時00分～18時00分

法人名称：合同会社ゆう

備 考：

精神科訪問看護を中心に、地域の皆様のご支援ができるよう活動しています。当ステーションのローガンとして、「you（あなた）のとなりで夕陽のような暖かさでそっと優しく見守る存在になりたい」という思いで頑張っています。



ナースステーション ジェイケア

種 別：介護予防訪問看護・訪問看護

《事業所番号：2365790225》

所在地：470-2316 武豊町二ヶ崎一丁目46番地
新和コーポA棟112号室

連絡先：電話／89-7931 FAX／84-7932

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：8時00分～17時00分

法人名称：株式会社ジェイケア

備 考：

本人の意思を最大限に尊重し、ひと時ひと時を大切に過ごせるように支援させていただきます。心のこもった医療サービスをご提供できるよう、各関係機関と連携をとって対応させていただいています。



キョーワ訪問看護リハビリステーション寄り添い屋武豊店

種 別：訪問看護

《事業所番号：2365790209》

所在地：470-2346 武豊町長尾山 49 番地 1
長尾山ビル 2 階事務所 B

連絡先：電話／84-7707 FAX／84-7708

営業日：月曜日～金曜日 状態に合わせて土日も
訪問します

法人名称：キョーワライブケア株式会社

備 考：

寄り添う訪問看護を心がけています。お困りの際
は、気軽にお声掛けください。



石川病院

種 別：訪問リハビリテーション（予防対応）

《事業所番号：2315702288》

所在地：470-2331 武豊町字ヒジリ田 23

連絡先：電話／72-2345 FAX／73-3353

営業日：月曜日～土曜日（土曜・祝日は要相談）

営業時間：9時00分～17時00分

受付時間：9時00分～18時00分

法人名称：医療法人聖会

備 考：

理学療法士がご自宅を訪問し、利用者様が安全で
快適な生活を送るためにリハビリを行います。

また、ご家族の方への介助方法の紹介や、福祉用
具・住宅改修の相談も行っております。



杉石病院

種 別：訪問リハビリテーション（予防対応）

《事業所番号：2315701207》

所在地：470-2357 武豊町字向陽一丁目 117

連絡先：電話／72-1155 FAX／73-7456

営業日：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：9時00分～17時00分

（土曜日は12時15分まで）

受付時間：9時00分～17時00分

法人名称：医療法人赫和会

備 考：

「生きてきたご自宅と地域」に寄り添って、
「安心・安全・その人らしく」をモットーに、
「地域に根ざす」リハビリを提供させていただきます。



すこやかクリニック

種 別：訪問リハビリテーション（予防対応）

《事業所番号：2315702544》

所在地：470-2389 武豊町字長宗二丁目 32

連絡先：電話／71-0320 FAX／71-0310

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時00分

法人名称：医療法人マックス

備 考：

作業療法「生活に工夫を 生活に楽しみを」

言語聴覚療法「いっぱい話そう いっぱい食べよう」

理学療法「一緒に取り組み やりたいことを
実現しよう」をスローガンに掲げ、日々業務に取り組んでいます。



■ すこやかクリニック内

榊原整形外科

種 別：訪問リハビリテーション（予防対応）

《事業所番号：2315702486》

所 在 地：470-2357 武豊町字向陽五丁目 2

連 絡 先：電話／89-7772 FAX／73-6113

営 業 日：月曜日～土曜日（祝日・盆休み・年末年始を除く）

営 業 時 間：8時30分～17時15分

（水曜日は15時15分まで）

受 付 時 間：8時30分～17時15分

法 人 名 称：医療法人榊原

備 考：

住み慣れた家でいきいきとした生活を送るために利用者様の身体づくりをサポートします。また暮らしやすい環境をつくるためのアドバイスも行います。



訪問リハビリセンター榊原

種 別：訪問リハビリテーション（予防対応）

《事業所番号：2375701964》

所 在 地：470-2531 武豊町大字富貴字西側 108-5

連 絡 先：電話／74-2220 FAX／74-2224

営 業 日：月曜日～土曜日（祝日・盆休み・年末年始を除く）

営 業 時 間：8時30分～17時15分

受 付 時 間：8時30分～17時15分

法 人 名 称：医療法人榊原

備 考：

老健榊原を利用されている利用者様を対象に、専門職員がご自宅に訪問し、病気や環境に合わせたリハビリを行います。介護指導や住環境整備等を行いより良い生活ができるよう支援します。



■介護老人保健施設榊原内

福祉・介護用品ウィル

種 別：福祉用具貸与／特定福祉用具販売

《事業所番号：2375701394》

所在地：470-2380 武豊町字平井五丁目 27

連絡先：電話／84-2346

FAX／050-3488-4624

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：9時00分～18時00分

受付時間：9時00分～18時00分

法人名称：株式会社ウィル

備 考：

福祉・介護用品ウィルは、車いすや介護用ベッド等の福祉用具のレンタル、福祉用具・介護用品の販売、住宅改修を行っております。利用者様と介護者様のお役に立てるような商品をご提案いたします。



福祉用具貸与事業所ジェイケア

種 別：福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与／

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

《事業所番号：2375702343》

所在地：470-2316 武豊町二ヶ崎一丁目 46 番地

新和コーポ A 棟 115 号室

連絡先：電話／89-7931 FAX／89-7932

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：9時00分～18時00分

法人名称：株式会社ジェイケア

備 考：

車いすや介護用ベッド、その他福祉用具の販売・貸与を行っております。ご利用者様にできる限りご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具のご提案をさせていただきます。心身の状況、ご利用者様のご希望・生活環境をふまえ、適切な福祉用具を選ぶためのご支援、福祉用具の取り付け・調整などの対応をさせていただきます。



くすのきの里デイサービスセンター

種 別：通所介護（予防対応）・総合事業（通所型サービス）

《事業所番号：2375701386》

所在地：470-2309 武豊町字梨子ノ木 475

連絡先：電話／74-1688 FAX／74-1690

営業日：月曜日～土曜日（1月1日・2日を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：社会福祉法人福寿園

備 考：

利用定員 一般型 40名（土曜日 15名）

男性の方には、将棋・囲碁・麻雀の娯楽活動、女性の方には、毎日の運動、創作活動の選択など一人一人の時間を大切に、生きがいと笑顔作りのお手伝いをしています。



■くすのきの里内

くすのきの里デイサービスセンター

（総合事業〈通所型サービスA〉）

種 別：総合事業（通所型サービスA）

《事業所番号：2375701386》

所在地：470-2309 武豊町字梨子ノ木 475

連絡先：電話／74-1688 FAX／74-1690

営業日：月曜日・木曜日

（1月1日・2日・8月13日～15日・祝日を除く）

営業時間：11時00分～14時30分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：社会福祉法人福寿園

備 考：

利用定員 一般型 15名。短時間制です。レクリエーションを主に楽しみながら体を動かす、脳のトレーニングを行なうことを目的としています。その他、娯楽（カラオケ・囲碁・将棋・麻雀など）をしながら他者と交流の場としてもご利用いただけます。実費：入浴 300円、昼食 580円



■くすのきの里内

武豊町デイサービスセンター砂川

種 別：通所介護（予防対応）・総合事業（通所型サービス）

《事業所番号：2375700297》

所在地：470-2317 武豊町字砂川一丁目 43

連絡先：電話／73-8712 FAX／73-8712

営業日：月曜日～土曜日（12/31～1/2を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：社会福祉法人福寿園

備 考：

利用定員 一般型30名

保育園が隣接し、保育園との交流会も行っています。また、カラオケルームも設置しており、施設内も明るく、過ごしやすい所になっております。無料体験・見学も随時行っていますのでお気軽にご連絡ください。



武豊福寿園デイサービスセンター

種 別：通所介護（予防対応）・総合事業（通所型サービス）

《事業所番号：2375700305》

所在地：470-2521 武豊町大字東大高字鎮守 33-2

連絡先：電話／72-8811 FAX／72-6555

営業日：月曜日～土曜日（年始を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：社会福祉法人福寿園

備 考：

一般型40名定員です。社会とつながってをモットーに、人が人として、最後まで生きる姿を維持出来るよう支援を行っています。また自立体力トレーニングを行い、生活機能訓練を実施しています。



■武豊福寿園内

デイサービス榊原

種 別：通所介護（予防対応）・総合事業（通所型サービス）

《事業所番号：2375700677》

所在地：470-2521 武豊町大字東大高字鎮守 41-1

連絡先：電話／74-0435 FAX／74-0436

営業日：月曜日～土曜日・祝日

提供時間：9時00分～16時10分

受付時間：8時30分～17時15分

法人名称：スリーエスメディカル株式会社

備 考：

認知症や身体機能の低下により中重度の状態となった方でも安心してご利用していただけるよう看護師が一日を通じて配置され、理学療法士等専門職による機能訓練も実施しています。随時見学も受け付けています。



なちゆるる武豊

種 別：通所介護（予防対応）・総合事業（通所型サービス）

《事業所番号：2375701279》

所在地：470-2331 武豊町字ヒジリ田 61

連絡先：電話／74-1550 FAX／74-1555

営業日：月曜日～土曜日

営業時間：9時00分～16時10分

受付時間：9時00分～18時00分

法人名称：株式会社大理

備 考：

18名定員の地域密着型デイサービスです。利用者さんのやりたいを実現するをモットーに施設運営を行っています。随時見学、体験利用を受け付けています。



陽だまりデイサービス

種 別：通所介護（予防対応）・総合事業（通所型サービス）

《事業所番号：2375700875》

所在地：470-2544 武豊町字里中 177-1

連絡先：電話／72-7886 FAX／72-7886

営業日：月曜日～土曜日（年末年始を除く）

営業時間：9時30分～16時40分

受付時間：9時00分～18時00分

法人名称：有限会社和の街

備 考：

個人を尊重し、和気あいあいと過ごして頂ける通常規模定員20名のデイサービスで、機能訓練や機能低下を防ぐための歩行練習（散歩）及び認知症状が進まない様な頭脳運動も楽しみながら、安心して過ごしてもらえる事業所です。



デイサービス花時計

種 別：地域密着型通所介護（予防対応）・総合事業（通所型サービス）

《事業所番号：2375701493》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字外面 44-1

連絡先：電話／73-1601 FAX／73-1601

営業日：月曜日～土曜日（年末年始は除く）

営業時間：9時30分～16時40分

受付時間：9時00分～18時00分

法人名称：有限会社和の街

備 考：

個人の尊厳を尊重し、安心して過ごしてもらえる家庭的な定員10名のデイサービスです。運動機能低下を防ぐ歩行訓練・体幹運動及び認知症予防の頭脳運動を行いながら笑い声の絶えない明るく楽しい事業所です。



すこやかデイサービス

種 別：通所介護・総合事業（通所型サービス）

《事業所番号：2375701840》

生活介護

《事業所番号：2348400157》

所在地：470-2389 武豊町字長宗二丁目 51-2

連絡先：電話／71-0301 FAX／71-0302

営業日：月曜日～土曜日（年末年始は除く）

営業時間：9時20分～16時30分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：株式会社すこやからいふ

備 考：

充実感という「想い」を共通アイテムとして「鶴亀通貨」という形に変え「行動が喜び充実感に結びつく」、「もっと～したいを成長させる」自分らしさ発展のお手伝いを大切にします。他に保険対象外のサービスも行っております。お気軽にお声掛けください。



よかった工房生きがいつくりデイサービス

種 別：地域密着型通所介護・総合事業（通所型サービス）

《事業所番号：2375701659》

所在地：470-2315 武豊町字中狭 41

連絡先：電話／74-0561 FAX／74-0564

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：9時20分～12時30分

12時45分～15時55分

受付時間：8時15分～17時15分

法人名称：合同会社よかった

備 考：

1日3時間からの趣味（いきがい）の教室のようなデイサービスです。料理、手芸、書道、トールペイント、歌などの各教室があります。健康体操も行い、送迎も行います。シルバーライフを楽しみませんか。



スペシャル デイサロン メロディー

種 別：通所介護（予防対応）

《事業所番号：2375702137》

所在地：470-2357 武豊町字向陽五丁目 63-2

連絡先：電話／73-5108 FAX／73-5110

営業日：木曜日～月曜日（火曜日お休み）

営業時間：9時00分～16時15分

受付時間：8時00分～17時00分

法人名称：スペシャル デイサロン メロディー

備 考：

利用定員 20名（いずれ40名）

利用者様をお客様としてお迎えして、安全に配慮しながら生活機能の維持向上をめざします。又、ご家族や地域の方々と共に心身の健康管理を学び、穏やかな時間を過ごしていただく為に、プロによるリハビリや、音楽療法を取り入れた質の高いサービスをご提供させていただきます。



デイサービスゆいまーる

種 別：地域密着型通所介護（予防対応）

《事業所番号：2395700384》

所在地：470-2362 武豊町字六貫山 3-10-5

連絡先：電話／89-9587 FAX／89-9588

営業日：月曜日～日曜日（祝日も営業。年末年始のみお休み）

営業時間：9時00分～17時00分

受付時間：9時00分～17時00分

法人名称：合同会社 結

備 考：

年末年始以外毎日営業しているデイサービスです。利用者さんたちが食べたい昼食・おやつメニューを毎日決めて、スタッフと一緒に作り召し上がっています。また、買い物や家庭菜園など日常生活の中でしっかりリハビリを行い、「自宅で暮らし続ける」ことを全力で応援しています。



おあしす

種 別：通所リハビリテーション（予防対応）

《事業所番号：2375701311》

所在地：470-2389 武豊町字長宗二丁目 32

連絡先：電話／71-0323 FAX／71-0329

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：9時30分～16時15分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：医療法人マックス

備 考：

おあしす 1～2 時間コースは、ゲーム機器や有酸素運動を用いて楽しみながら健康寿命を延ばすための取り組みを行っています。3～4 時間コースは活動範囲が拡大できるように、スタッフと協力しながらリハビリや屋外活動などすすめていきます。



■すこやかクリニック内

介護老人保健施設榊原 通所リハビリテーション

種 別：通所リハビリテーション

《事業所番号：2355780038》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字西側 108-5

連絡先：電話／74-0066 FAX／74-2224

営業日：月曜日～土曜日（祝日・盆休み・年末年始を除く）

営業時間：9時15分～15時30分

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：医療法人榊原

備 考：

在宅訪問にて日常生活動作と自宅環境評価の後、PT・OTによる個別訓練や個々の運動メニューを立案し、無理なく楽しんで体を動かす機会を提供させていただきます。



杉石病院

種 別：短時間通所リハビリテーション（予防対応）

《事業所番号：2315701207》

所在地：470-2357 武豊町字向陽一丁目117

連絡先：電話／72-1155 FAX／73-7456

連絡日：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：10時10分～12時10分

受付時間：9時00分～17時00分

法人名称：医療法人赫和会

備 考：

「生きてきたご自宅と地域」に寄り添って、
「安心・安全・その人らしく」をモットーに、
「地域に根ざす」リハビリを提供させていただきます。
※1時間から2時間の短時間で集中的に行います



榊原整形外科 短時間通所リハビリテーション

種 別：短時間通所リハビリテーション（予防対応）

《事業所番号：2375700651》

所在地：470-2357 武豊町字向陽五丁目2

連絡先：電話／89-9922 FAX／89-7659

営業日：月曜日～土曜日（祝日・盆休み・年末年始を除く）

営業時間：Ⅰ部：8時40分～9時50分

Ⅱ部：10時00分～11時20分

Ⅲ部：11時40分～12時50分

Ⅳ部：13時00分～14時30分

Ⅴ部：15時30分～16時40分

受付時間：8時30分～17時00分

法人名称：医療法人榊原

備 考：

機能訓練を提供することにより、心身機能の向上と自立支援の援助等を図ります。住み慣れた地域で利用者様とご家族様が毎日笑顔で過ごす事ができるようお手伝いさせていただきます。



■ 榊原整形外科内

介護老人保健施設 榊原

種 別：介護老人保健施設

《事業所番号：2355780038》

短期入所療養介護（予防対応）

《事業所番号：2355780038》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字西側 108-5

連絡先：電話／74-2220 FAX／74-2224

営業時間：年中無休 24時間対応

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：医療法人榊原

備 考：

充実したりハビリで自立度UP！眺望がよく清潔感に溢れた施設です。多彩で楽しい施設行事と趣味活動で活動的かつ優雅な施設生活をお送りいただきます。毎月平均3～4名の方が元気になって在宅復帰されています。



特別養護老人ホームくすのきの里

（くすのきの里ショートステイセンター）

種 別：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

《事業所番号：2375701360》

短期入所生活介護（予防対応）

《事業所番号：2375701352》

所在地：470-2309 武豊町字梨子ノ木 475

連絡先：電話／74-1688 FAX／74-1690

営業時間：年中無休 24時間対応

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：社会福祉法人福寿園

備 考：

ユニット型施設の為、全室個室になっています。個々のニーズに合わせた介護、また季節の行事やクラブ活動を提供しています。「また行きたいな。」と想っていただける場所を目指しています。



特別養護老人ホーム武豊福寿園

(武豊福寿園ショートステイセンター)

種 別：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

《事業所番号：2375700214》

短期入所生活介護（予防対応）

《事業所番号：2375700313》

所在地：470-2521 武豊町大字東大高字鎮守 33-2

連絡先：電話／72-8811 FAX／72-6555

営業時間：年中無休 24時間対応

受付時間：8時30分～17時30分

法人名称：社会福祉法人福寿園

備 考：

“愛と感謝と奉仕”の経営理念のもと、1人1人にあったサービスを心掛けています。四季折々の行事、外出など計画し、ご利用者様、ご家族、地域の皆様に愛される施設になるよう取り組んでいます。



介護付有料老人ホーム 武豊の憩

種 別：特定施設入居者生活介護

《事業所番号：2375701303》

所在地：470-2388 武豊町字中山三丁目 33

連絡先：電話／74-0230 FAX／74-0231

営業時間：年中無休 24時間対応

受付時間：9時00分～17時00分

法人名称：株式会社フロンティアの介護

備 考：

30床の小規模で家庭的な施設です。1年間を通して、いろいろな行事や外出などを計画しています。入居者様の楽しみや生きがいを創り出し、安心と安全を守り、ご家族様との絆を大切にしています。



ひだまりの郷 たけとよ

種 別：特定施設入居者生活介護（予防対応）

《事業所番号：2375701923》

所在地：470-2521 武豊町大字東大高字清水 50-3

連絡先：電話／72-1885 FAX／72-1884

営業時間：年中無休

受付時間：9時00分～18時00分

法人名称：株式会社ミズノ

備 考：

30名の方がお住まいになるホームです。施設ではなく「住まい」として自分らしい生活ができる事を第一に、その方に応じた支援を提供してまいります。ご入居後も、ご家族様やご友人の方々が気軽に会いに来る事ができる温かい住まい創りを心掛けております。



グループホーム石川

種 別：認知症対応型共同生活介護（予防対応）

《事業所番号：2375701113》

所在地：470-2316 武豊町字二ヶ崎一丁目3

連絡先：電話／73-7888 FAX／73-7888

営業時間：年中無休 24時間対応

受付時間：9時00分～17時00分

法人名称：医療法人聖会

備 考：

ホームを自分の居場所と、自然に思ってもらえる環境を目指しており、外出行事も増やし、張り合いのある生活支援を心掛けております。緊急時には、医療と看護の連携で、速やかに対応が出来る体制となっております。



グループホーム若宮

種 別：認知症対応型共同生活介護（予防対応）

《事業所番号：2375700826》

所在地：470-2325 武豊町字若宮 134

連絡先：電話／74-1888 FAX／74-1888

営業時間：年中無休 24時間対応

受付時間：9時00分～17時00分

法人名称：医療法人聖会

備 考：

石川病院を母体とした1ユニットのグループホームです。9名の利用者の方たちが笑顔でゆったりと過ごして頂けるような雰囲気づくりを心掛けています。地域の方たちとのふれあいも大切にしたいと思っています。



グループホーム砂川

種 別：認知症対応型共同生活介護（予防対応）

《事業所番号：2395700046》

所在地：470-2317 武豊町字砂川二丁目 73-1

連絡先：電話／72-2777 FAX／72-2777

営業時間：年中無休 24時間対応

受付時間：9時00分～17時00分

法人名称：医療法人聖会

備 考：

平成20年10月に開所しました。1フロア9名で全部屋個室です。2フロア（2階建て）となっており18名の方が利用できます。閑静な住宅地にあり落ち着いた雰囲気の中での生活が可能です。



多機能ホーム ひだまりの郷たけとよ

種 別：小規模多機能（予防対応）・有料老人ホーム

《事業所番号：2395700368》

所在地：470-2521 武豊町大字東大高字熊野後 81 番地

連絡先：電話／84-3201 FAX／84-3202

営業時間：年中無休

受付時間：9時00分～17時00分

法人名称：株式会社ミスノ

備 考：

29名の方がご利用することができ、24時間・365日「通い」「宿泊」「訪問」のサービスを柔軟に組み合わせることで、住みなれた自宅や地域で、自分らしく、これまでの暮らしを継続できるように、顔なじみの職員が在宅生活を支えます。また、施設が併設されておりますので、最後まで住み慣れた地域で暮らせます。



ゆめじろう相談支援事業所

種 別：相談支援事業（委託）

指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業

《事業所番号：2338400035》

指定障害児相談支援事業

《事業所番号：2378400028》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字外面 85-2

連絡先：電話／72-6464 FAX／72-6454

業務日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

業務時間：9時00分～17時00分

法人名称：NPO法人ゆめじろう

備 考：

障がいがある方とご家族のための相談窓口です。来所、訪問、電話、FAX、メールによる個別の相談の他、グループや団体に対しての説明や巡回相談も行います。知多南部3町（南知多町・美浜町・武豊町）からの委託を受けて基幹相談支援センターを行い、知多南部地域自立支援協議会の事務局も行っていきます。



■ NPO 法人ゆめじろう内

知多南部障害者地域生活支援センターわっぱる

種 別：相談支援事業（委託）
指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業
 《事業所番号：2338400027》
指定障害児相談支援事業
 《事業所番号：2378400010》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字小桜 176-1

連絡先：電話／73-3201 FAX／73-1674

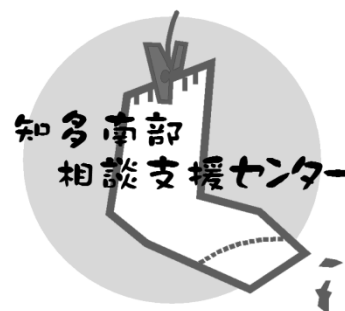
業務日：月曜日～金曜日（年末年始を除く）

業務時間：9時00分～17時00分

法人名称：社会福祉法人共生福祉会

備 考：

町内にお住まいの障がいがある方またはその家族・関係者を対象に相談を行っています。相談は、来所、訪問、電話、メール、FAX、巡回相談等に対応させていただきます。どうぞお気軽にご連絡ください。知多南部自立支援協議会の事務局も行っております。



■わっぱ知多共働事業所内

武豊社協障がい相談支援センター

種 別：指定特定相談支援事業
 《事業所番号：2338400118》
指定障害児相談支援事業
 《事業所番号：2378400077》

所在地：470-2392 武豊町字長尾山 2

連絡先：電話／73-3104 FAX／73-8377

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時15分

受付時間：8時30分～17時15分

法人名称：社会福祉法人武豊町社会福祉協議会

備 考：

武豊社協障がい相談支援センターでは、障がいのある方とご家族などからの相談を受け、障がいがあっても自分らしく生活するためのお手伝いをします。



■武豊町思いやりセンター内

あおぞら園

種 別：児童発達支援・保育所等訪問支援

《事業所番号：2358400055》

指定障害児相談支援

《事業所番号：2378400101》

所在地：470-2521 武豊町大字東大高字池下 10
(東大高保育園内)

連絡先：電話／72-6210 FAX／72-6210

開所日：月曜日～金曜日(祝日・年末年始・保育園の閉園日を除く)

利用時間：9時00分～15時00分

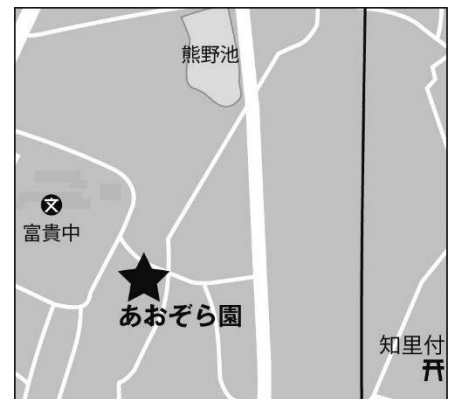
受付時間：8時30分～17時15分

設置団体：武豊町

備 考：

あおぞら園では発達が気になるお子さんと保護者が一緒に通園しながら子育てのコツを一緒に考えていくところです。

※令和2年6月より障害児相談支援、保育所等訪問支援の事業を開始しています。



こども発達サポートセンターぽかぽか

種 別：児童発達支援

放課後等デイサービス

《事業所番号：2358400139》

所在地：470-2504 武豊町字熊野 51-2

連絡先：電話／77-0492 FAX／77-3878

営業日：火曜日～土曜日

営業時間：10時00分～18時00分

受付時間：9時00分～18時00分

法人名称：特定非営利活動法人 Paka Paka

備 考：

発達障がいをお持ちのお子さん(就園前～中学生)を対象に、本人・家族に合ったオーダーメイドの個別療育と、子育てに関するヒント・情報交換の場を提供する家庭支援を実施しています。



ほっぷ

種 別：放課後等デイサービス

《事業所番号：2358400113》

所在地：470-2385 武豊町字北中根二丁目 18-5

連絡先：電話／89-2809 FAX／89-2809

営業日：月曜日～金曜日（月2日、土曜日開所）

営業時間：13時00分～18時00分（平日）

9時00分～16時00分（学校休業日）

提供時間：14時30分～17時30分（平日）

9時30分～15時30分（学校休業日）

法人名称：特定非営利活動法人ほっとスマイル

備 考：

小学生から高校生までのお子様を放課後や夏休み等にお預かりし、一人ひとりの成長や発達について支援を行い、余暇を楽しむための場所です。

おやつ作りやお買い物等、様々な活動をしています。



びいーぼ

種 別：放課後等デイサービス（びいーぼ）

《事業所番号：2358400097》

所在地：470-2517 武豊町字長峰 37-6

連絡先：電話／47-7518 FAX／47-7519

利用日：月曜日～土曜日（日・祝日年末年始除く）

利用時間：14時30分～17時30分（土曜別）

学校休業日：13時30分～17時30分（変則有）

受付時間：9時00分～18時30分

法人名称：特定非営利活動法人ほがらか企画

備 考：

小学生から高校生までが対象の放課後等デイサービス
びいーぼ・文化・農業企画等実施。主に支援学校や支援学級に通うお子さんが利用しています。

■ホームページは「ほがらか企画」で検索できます。



よかったねクラブ

種 別：放課後等デイサービス

《事業所番号：2358400196》

所在地：470-2333 武豊町字高野前 107 番地

連絡先：電話／47-9973 FAX／84-1107

営業日：月曜日～金曜日

営業時間：9時30分～18時30分

提供時間：14時30分～17時30分（平日）

11時00分～17時00分（学校休業日）

法人名称：合同会社 よかった

備 考：

小学生から高校生までのお子様と学習、遊び、趣味、恋愛などを一緒に考え行い、一人一人が生きていく力を持てるよう発達について必要な支援を提供します。



地域活動支援センターひろばわっぱる

種 別：地域活動支援センター

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字小桜 176-1

電 話：電話／73-1739 FAX／73-1674

開館日：月曜日～土曜日（木曜日・お盆・年末年始を除く）

開館時間：9時00分～16時00分

受付時間：9時00分～17時00分

法人名称：社会福祉法人共生福祉会

備 考：

「生活のリズムを整えたい」「くつろぎたい」「楽しみたい」「人とお話ししたい」「悩みを共有したい」など、利用目的は様々。

300円で野菜たっぷりのランチを食べることができます。フリースペースになっていますので、気軽にお立ち寄りください。



■わっぱ多共働事業所併設

タッチホープ

種 別：就労継続支援A型

《事業所番号：2318400450》

所 在 地：470-2346 武豊町字長尾山 14

長尾山MHビル 2階

連 絡 先：電話／74-3311 FAX／74-3312

営 業 日：月曜日～金曜日（お盆・年末年始を除く）

営 業 時 間：9時00分～15時00分

受 付 時 間：9時00分～17時00分

法 人 名 称：株式会社タッチホープ

備 考：

雇用契約を結び就労の機会及び生産活動の機会を提供します。作業を通して一般就労に向けた知識や能力の向上を図っています。専門スタッフを配置し明るい雰囲気職場で、利用者さん同士が協力し合い、和気あいあいと作業を行っています。



生活介護WORK ON

種 別：生活介護

《事業所番号：2318400492》

所 在 地：470-2303 武豊町字祠峯 2-50

連 絡 先：電話／47-9720 FAX／47-9721

営 業 日：月曜日～金曜日（年末年始を除く）祝日も営業

営 業 時 間：8時30分～17時30分

提 供 時 間：10時00分～16時00分

法 人 名 称：株式会社WORK ON（ワークオン）

備 考：

利用者さんにとっても、従事者にとっても働きやすい楽しい環境づくり。を合言葉に地域との交流を深めながら活動に取り組んでいます。自社製品である「知多和紙」を使用した「レターセット」や「ポチ袋」「名刺」が大好評です。祝日も営業しています。
※常勤は全員強度行動障害実践研修終了。



ひるじろう

種 別：生活介護・就労継続支援B型

《事業所番号：2318400096》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字外面 85-2

連絡先：電話／72-0012 FAX／72-6454

開所日：月曜日～金曜日（祝日・夏季休暇・年末年始を除く）

営業時間：9時30分～15時30分

受付時間：8時00分～17時00分

法人名称：NPO法人ゆめじろう

備 考：

定員20名（生活介護10名+就労継続支援B型10名）
生活介護は、利用者に合わせた活動を行っています。
就労継続支援B型は、じろちゃんコロツケの製造販売を中心に働く喜びを大切に活動しています。



■ NPO 法人ゆめじろう内

スマイル

種 別：生活介護

《事業所番号：2318400559》

所在地：470-2554 武豊町字白山 131-5

連絡先：電話／84-4205 FAX／84-4206

開所日：月曜日～金曜日（土曜日は不定期開所）

営業時間：8時30分～17時30分

提供時間：9時00分～15時00分

法人名称：特定非営利活動法人ほっとスマイル

備 考：

定員20名。「食」「健康」「自立」をテーマに、障がいがあっても地域で自分らしく生活できる環境を提供し、生活力を身につける活動に取り組んでいます。毎日の活動を通して利用者さんと支援者の笑顔があふれる事務所作りを目指しています。



多賀授産所

種 別：生活介護・就労継続支援B型

《事業所番号：2318400344》

所在地：470-2361 武豊町字多賀四丁目1

連絡先：電話／73-5821 FAX／73-5823

開所日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時15分

提供時間：9時00分～16時00分

法人名称：社会福祉法人武豊町社会福祉協議会

備 考：

つくる喜び、育てる喜び、共に働く喜びをモットーに、地域との交流を深めながら自立と社会参加を目指した活動に取り組んでいます。自主製品である「六つ蔵せんべい」「武豊溜せんべい」や花の苗・マットが大好評です。



旬菜耕房ほがらか

種 別：生活介護・就労継続支援B型

《事業所番号：2318400617》

所在地：470-2385 武豊町北中根一丁目1-1

連絡先：電話／76-2727 FAX／76-2328

開所日：月・火・水・金・土（祝日・年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

提供時間：9時30分～15時30分

法人名称：特定非営利活動法人ほがらか企画

備 考：

農業と福祉を柱に、ほがらかな人と地域とふだんの暮らしを願い、2021.4月に開所。地元産業の仕事も加わり、木の香りと大きな窓の明るい部屋で、仕事や手作りランチから生まれる笑顔と地域のつながりを大切に取り組んでいます。



みらいワークス

種 別：就労継続支援 B 型

《事業所番号：23184200835》

所在地：470-2323 武豊町字口田 17-1

連絡先：電話／84-0978 FAX／84-0979

開館日：月曜日～金曜日（※GW、お盆、年末年始を除く）

（毎週土曜日は午前のみ開所あり）

営業時間：10時00分～15時00分

受付時間：9時00分～17時00分

法人名称：一般社団法人あいち福祉振興会

備 考：

私たちは、今までの B 型のカタチにとらわれることなく、新しい取り組みを率先して行う事業所です。また、B 型から就職を目指して行きたい方にもオススメです。気になる事があればお気軽にお電話でお問合せください。職員一同心よりお待ちしております。



わっぱ知多共働事業所

種 別：就労継続支援 B 型

《事業所番号：2318400328》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字小桜 176-1

連絡先：電話／73-1609 FAX／73-1674

開所日：月曜日～土曜日（木曜日・お盆・年末年始を除く）

営業時間：8時00分～17時00分

受付時間：8時00分～17時00分

法人名称：社会福祉法人共生福祉会

備 考：

「障がいのある人もない人も地域で共に働き、地域で共にあたりまえの暮らしをしたい」との願いをもって仲間たちと米、麦、大豆、野菜の栽培、ジャム、漬物作り、小麦粉の製粉などに力を合わせて取り組んでいます。



サンワコーポ

種 別：共同生活援助

《事業所番号：2328400151》

所在地：470-2334 武豊町字中根一丁目 108-2

連絡先：電話／72-0012 FAX／72-6454

営業日：年末年始休暇を除いた日

営業時間：15時30分～翌朝9時30分（平日）
24時間（休日）

法人名称：NPO法人ゆめじろう

備 考：

定員8名。障がいのある方が共同で暮らす場です。住み慣れた地域で、それぞれが自分らしさを大切にしたい暮らしができるよう、アットホームで居心地の良い雰囲気づくりを心掛け、日常生活に必要な支援を行っています。また、地域とのつながりも大切に、清掃やお祭りなどの行事にも積極的に参加しています。



共同生活体知多

種 別：共同生活援助

《事業所番号：2328400086》

所在地：470-2531 武豊町大字富貴字外面 87-3
メモリーライフ103号、105号、205号

連絡先：電話／73-1609 FAX／73-1674

営業日：休業日無し

営業時間：定め無し（日中は日中活動に参加）

受付時間：8時00分～17時00分（月～金）

法人名称：社会福祉法人共生福祉会

備 考：

定員各室2名、計6名

入居者で互いに協力して、地域で共同生活をしています。問合せは、わっぱ知多共働事業所まで



グループホームぬくもりのさと武豊

種 別：共同生活援助

《事業所番号：2328200197》

所在地：470-2323 武豊町字口田 21 番地 14

連絡先：電話／58-2982 FAX／58-2978

営業日：休業日無し

営業時間：16時00分～翌日8時00分

受付時間：9時00分～17時30分

法人名称：合同会社やさしい

備 考：

障がい者グループホームです。利用者様一人一人の個性を大切にしています。グループ会社でB型作業所を近所に開設していますので職場と生活の場のトータルサポートをしています。



TAKETOYO BASE

種 別：共同生活援助

《事業所番号：2328200189》

所在地：470-2339 武豊町下門 120-1

連絡先：電話／89-7617（株式会社 welf villa 法人本部）

営業日：休業日無し

受付時間：8時30分～17時30分（月～金）

法人名称：株式会社 welf villa

備 考：

定員5名 障がいのある方々が共同で生活する場になります。地域との繋がりを大切にしながら、アットホームで雰囲気の良い生活の場になるよう心がけ、日々日常生活に必要な支援を行っています。



ほたるの里知多たけとよ

種 別：共同生活援助

《事業所番号：2328400201》

所 在 地：470-2531 武豊町大字富貴字北側32番地4

連 絡 先：電話／47-8656 FAX／47-8657

携 帯：070-8444-3997（渡辺）

営 業 日：休業日無し

営 業 時 間：16時00分～翌8時00分

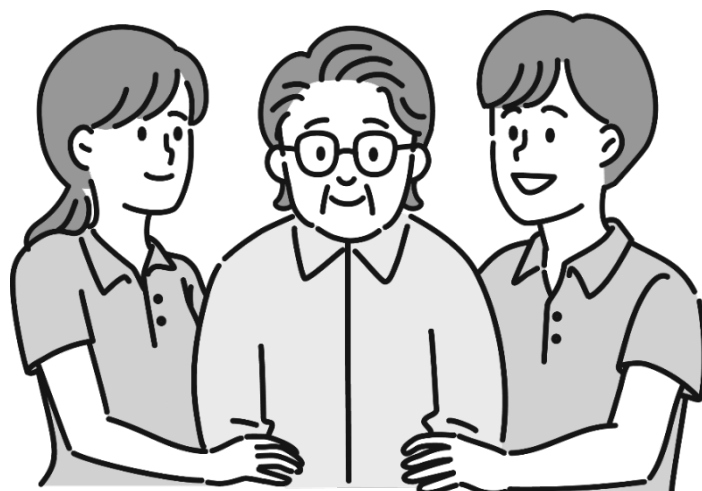
受 付 時 間：9時00分～17時30分

法 人 名 称：特定非営活動法人

知多福祉事業支援友の会

備 考：

障がい者グループホームです。アットホームな環境で毎日楽しく過ごせるようにいろいろな支援者が迎えてくれます。一人ひとりの個性をステップアップに向けてサポートしていきます。



武豊町役場

所在地：470-2392

武豊町字長尾山 2

電話：72-1111

F A X：72-1115

業務日：月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

業務時間：8時30分～17時15分(水曜日に限り19時15分まで)



武豊町保健センター

所在地：470-2334

武豊町字中根四丁目 83

電話：72-2500

F A X：72-2507

業務日：月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

開館時間：8時30分～17時00分



武豊町社会福祉協議会

所在地：470-2392

武豊町字長尾山 2

(思いやりセンター内)

電話：73-3104

F A X：73-8377

業務日：月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

業務時間：8時30分～17時15分(水曜日に限り19時15分まで)

法人名称：社会福祉法人武豊町社会福祉協議会



索引

【あ】

愛知県在宅重度障害者手当	10
憩いのサロン◆	48
意思疎通支援事業☆	63
遺児手当	9
一時的保育事業	21
移動支援事業☆	63
医療型児童発達支援☆	65
NHK受信料の免除	19

【か】

介護給付☆	54
介護サービス利用の流れ◆	40
介護保険被保険者と保険料◆	39
介護保険制度◆	39
介護保険で利用できるサービス	42
介護予防事業◆	46
介護療養型医療施設◆	44
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)◆	44
介護老人保健施設(老人保健施設)◆	44
家具転倒防止事業	33
がんに関する支援事業	69
共同生活援助(グループホーム)☆	60
居宅介護支援・介護予防支援(ケアプラン作成)◆	42
居宅介護(ホームヘルプ)☆	54
居宅訪問型児童発達支援☆	65
居宅療養管理指導	
介護予防居宅療養管理指導◆	43
緊急通報装置及び老人福祉電話の貸与	27
車いすの貸出	31
車いす用福祉車両の貸出	32
訓練等給付☆	57
経過的福祉手当	12
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	17
軽費老人ホーム	46
検診(がん検診、その他の検診)	68・69
交通機関の運賃等の割引	19
行動援護☆	55
高齢者生きがいセンター	35
高齢者世帯見守り収集支援事業	29
高齢者台帳(シルバーカード)登録	27
こちゃんサポート相談	3
子育て支援センター	1・22
子育て世代包括支援センター	2
子ども会育成連絡協議会	37
困りごと相談	4

【さ】

サービス利用の申請◆	39
産後ケア事業	18
施設入所支援☆	57

児童館	25
児童クラブ(学童保育)	24
児童手当	8
児童発達支援☆	65
児童扶養手当	8
社会福祉協議会	2・126
住宅改修費の支給◆	45
重度障害者等包括支援☆	56
重度訪問介護☆	55
住民法律相談	4
就労移行支援☆	58
就労継続支援A型☆	58
就労継続支援B型☆	59
就労定着支援☆	59
障害支援区分☆	54
障害児通所給付☆	65
障害児福祉手当	12
障がい者虐待防止センター	5
障害者自動車運転免許取得費の助成	15
障害者手帳	7
障害福祉サービス等の体系図☆	51
障害福祉サービス等の利用の流れ☆	52
障がいを理由とする差別に関する相談☆	6
小規模多機能型居宅介護◆	46
消費生活相談	5
ショートステイ事業	28
自立訓練(機能訓練)☆	57
自立訓練(生活訓練)☆	58
自立支援医療☆	61
自立生活援助☆	59
シルバー人材センター	36
寝具クリーニング・乾燥サービス	28
心身障害者扶養共済制度	18
身体障がい者相談員	5
身体障害者手帳	7
身体障害者福祉協議会	37
身体障害者用自動車改造費の助成	15
生活介護☆	57
生活サポート事業☆	63
精神障がい者家族会かたばみ	38
精神障害者保健福祉手帳	7
税制上の軽減措置	20
成年後見制度	30
成年後見制度巡回相談	5
戦傷病者手帳	7
相談支援事業☆	62

【た】

体操サロン・体操グループ◆	49
タクシー料金の助成	16
武豊町障害者手当	10

短期入所（ショートステイ）☆	56
短期入所生活（療養）介護・介護予防短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）◆	43
地域移行のための安心生活支援事業☆	64
地域活動支援センター☆	63
地域公共交通事業（コミュニティバス）	16
地域生活支援事業☆	62
地域福祉サービスセンター	3
地域包括支援センター	2・47
地域密着通所介護◆	46
知多地域成年後見センター	5
知多南部基幹相談支援センター	2
知多半田消費生活センター	4
知的障がい者相談員	5
通園通所交通費の助成	17
通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）◆	43
通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）◆	43
手すり設置費用助成事業	26
手をつなぐ育成会	38
同行援護☆	55
特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護◆	45
特定福祉用具販売・ 特定介護予防福祉用具販売◆	45
特別児童扶養手当	13
特別障害者手当	11
図書の郵送貸出	33

【な】

日常生活自立支援事業	31
日常生活用具給付等事業☆	62
日常生活用具の給付（高齢者）	26
日中一時支援事業☆	64
認知症サポーター養成講座	49
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）◆	45
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護◆	46
認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業	50

【は】

配食サービス	32
バス運賃の助成（コミュニティバス以外）	16
避難行動要支援者避難支援制度	29
ファミリー・サポート・センター	23
福祉医療	14
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与◆	44
不妊治療費等助成	17
保育園	21
保育所等訪問支援☆	65
放課後等デイサービス☆	65
訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）◆	42
訪問看護・介護予防訪問看護◆	43

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護◆	42
訪問入浴サービス事業☆	64
訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション◆	43
ホームヘルプサービス事業	28
保健センター	1・126
母子健康事業	66
母子福祉会	37
補装具費支給制度☆	60
ボランティアセンター	3

【ま】

民生委員・児童委員	6
マルチメディア DAISY 図書の貸出	34

【や】

役場	1・126
有料道路通行料金の割引	19
有料老人ホーム	46
養育医療給付制度	18
要介護度◆	41
要介護度別の限度額◆	41
予防接種事業	67

【ら】

療育手帳	7
利用者負担の上限☆	53
療養介護☆	56
老人憩の家	35
老人クラブ	36

◆：介護保険制度に関すること
☆：障害者総合支援制度・児童福祉法による給付に関すること